

吉備中央町子ども・子育て支援事業計画

(平成27年度～31年度)



平成27年3月

岡山県吉備中央町

目 次

第1章. 計画策定の趣旨.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の策定体制.....	3
第2章. 吉備中央町の子どもを取り巻く現状.....	4
1. 人口等の状況.....	4
2. 産業等の状況.....	9
3. 保育園・幼稚園・小学校等の状況.....	10
4. 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	13
5. 吉備中央町子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査結果概要.....	16
6. 吉備中央町次世代育成支援後期行動計画の評価と進捗状況.....	28
第3章 計画の基本的な考え方.....	40
1. 基本理念.....	40
2. 基本的視点.....	40
3. 基本目標.....	41
4. 施策の体系.....	43
第4章 施策の展開.....	44
1. 教育・保育提供区域の設定.....	44
2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期.....	48
3. 地域子ども・子育て支援事業の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期.....	52
4. 母親と子どもの健康の確保と増進.....	61
5. 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり.....	64
6. 生活環境の整備.....	66
7. 支援が必要な子どもや保護者への対応等きめ細やかな取り組みの推進.....	66
第5章. 計画の推進.....	69
1. 推進体制.....	69
2. 進捗状況の点検・公表.....	69
資料編.....	70
1. 吉備中央町子ども・子育て会議委員名簿.....	70
2. 吉備中央町子ども・子育て会議要綱.....	71
3. 吉備中央町子ども・子育て支援事業計画策定の経過.....	73

第1章. 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

近年、全国的に出生数の減少と高齢化の進展、いわゆる少子高齢化の進行が深刻化する中、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化等を背景として、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難である等の理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在する等、出産等に伴う女性の就労継続も依然として厳しい環境となっています。

このような、社会環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労状況の有無にかかわらず、子育ての負担や不安、さらには孤独感が高まっています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな新制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本町においても平成21年度に「吉備中央町次世代育成支援後期計画行動計画」を策定し、保育環境の整備や仕事と子育てが両立可能な環境整備、地域全体で子育て家庭を支援する体制の整備を進め、安心して子育てができるよう施策を推進しているところです。しかし、本町においても出生数の低下による子どもの減少は、地域の活力を低下させる要因ともなり、また、高齢者を支える現役世代の将来的な減少を意味し、現在の子ども世代にとって将来的な負担増加が懸念されています。

以上を踏まえ、子どもの健やかな成長と子育て家庭を地域全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定します。

2. 計画の位置付け

(1) 子ども子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども子育て支援法第 61 条に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

(2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成 27 年 3 月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成 37 年 3 月まで 10 年間延長することとなりました。これに伴い、同法 8 条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、本町では、次世代育成支援行動計画の各事業について、現状と課題を整理し、本計画に反映することとします。

(3) 関連計画との整合性

本計画は、町のまちづくりの基本となる「吉備中央町総合計画」を上位計画として、他の関連する計画と整合を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

3. 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

また、計画期間中においても、社会経済情勢や本町の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
			計画策定		□ □	(仮)吉備中央町子ども・子育て支援			
□ □	吉備中央町次世代育成支援行動計								

4. 計画の策定体制

(1) 吉備中央町子ども・子育て会議における審議

本計画へは子育て当事者等の意見を反映させるとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「吉備中央町子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議を行いました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定に際し、子育て家庭の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳児）の保護者 315 人（回収 203, 回収率 64.4%）及び小学校児童（1～3年生）の保護者 224 人（回収 164, 回収率 73.2%）を対象として、「吉備中央町子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を町役場等の窓口や町ホームページで公開し、広く町民の方々から意見を募り、計画を策定しました。

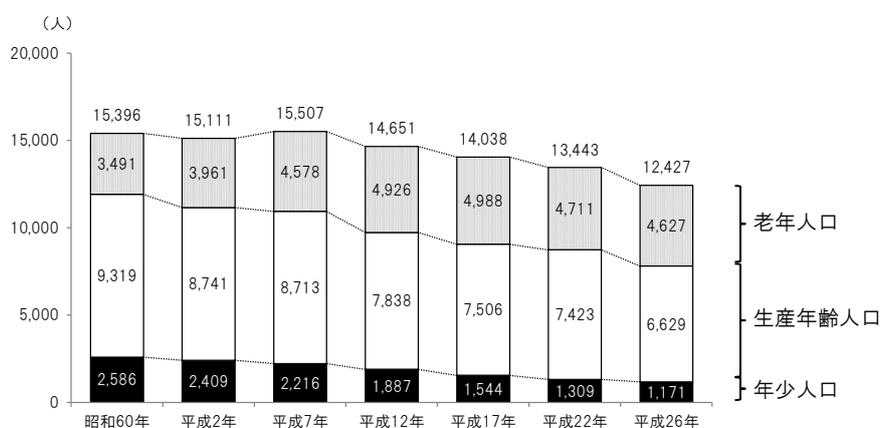
第2章. 吉備中央町の子どもを取り巻く現状

1. 人口等の状況

(1) 人口構成

人口及び世帯数の動向をみると、総人口は平成7年の15,507人から平成26年には12,427人と3,080人減少（△19.9%）しています。このうち、年少人口は昭和60年の16.8%から、平成26年には9.4%まで減少し、逆に老年人口は同じく昭和60年の22.7%から平成26年には37.2%まで増加しています。

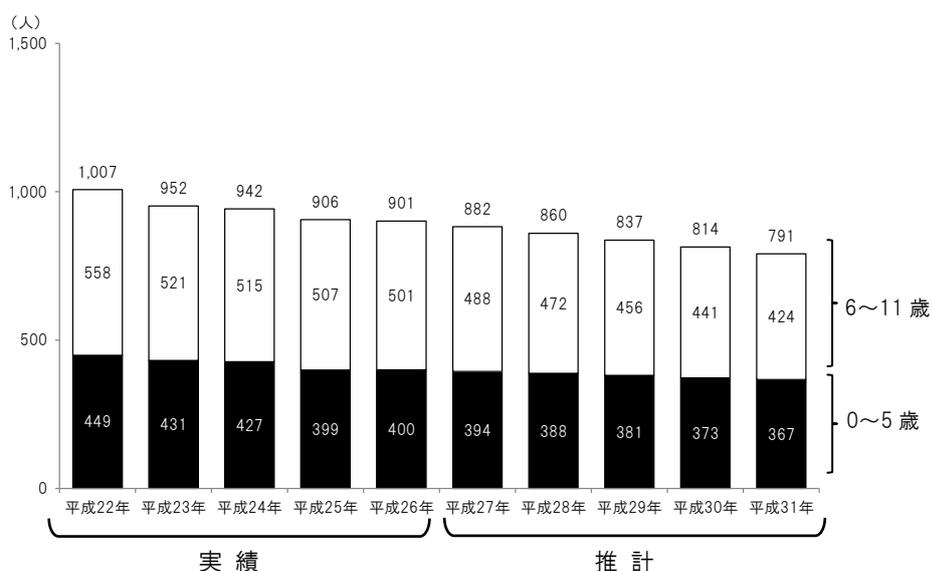
全国的な少子高齢化の傾向と同様に、吉備中央町においても少子高齢化の進展が顕著となっています。



(2) 年齢区分別人口の推移と推計

児童人口は減少を続けており、平成26年は901人、内訳は0～5歳400人、6～11歳501人となっています。

この傾向で推移すると平成31年の推計は合計791人で、内訳は0～5歳367人、6～11歳424人と見込まれています。



※資料：住民基本台帳及び外国人登録（平成22年～平成26年4月1日現在）

(3) 人口動態

①自然動態・社会動態

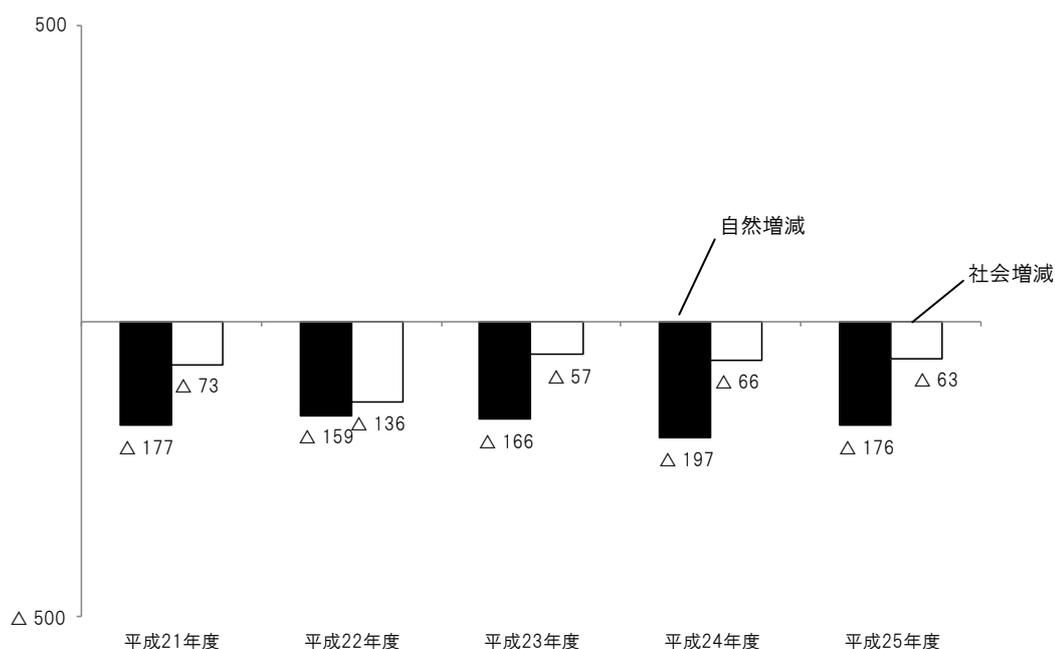
自然動態の推移をみると、出生児数が70人前後、死亡数が240人前後で、160～200人の自然減となっています。

一方、社会動態は、転出が転入を上回り、社会減が続いています。平成22年度は、社会減が大幅に増えていますが、それ以外では70人前後の社会減で推移しています。

【人口異動の推移】

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
自然動態	出生児数	69	75	72	54	63
	死亡数	246	234	238	251	239
	自然増加	△177	△159	△166	△197	△176
社会動態	転入者等	450	425	437	466	460
	転出者等	523	561	494	532	523
	社会増加	△73	△136	△57	△66	△63
増加人口		△250	△295	△223	△263	△239
年度末人口		13,305	13,017	12,800	12,681	12,427

※資料：住民基本台帳年報により（年度内における異動数），単位：人



②婚姻・離婚，出生・死亡

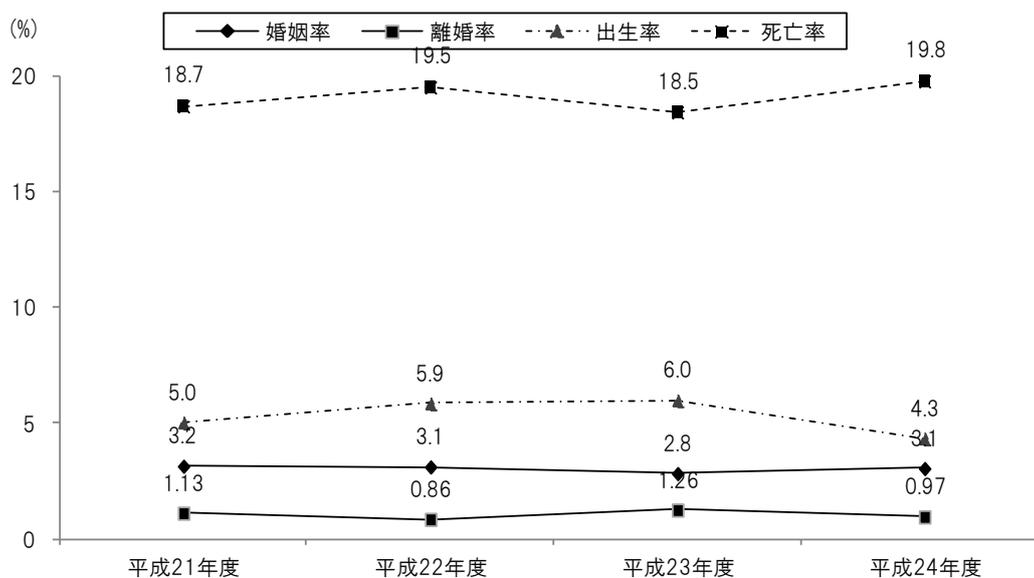
人口動態の推移をみると，婚姻件数は横ばいで推移しており，平成24年度は38件，離婚件数は12件となっています。

出生数は近年70人前後で推移していましたが，平成24年度に54人と減少しています。一方，死亡数は横ばい傾向にあり，平成24年度に246人となっています。

【人口動態の推移】

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実数	婚姻	42	40	36	38
	離婚	15	11	16	12
	出生	67	75	76	54
	死亡	249	250	234	246
(人口千対) 動態率	婚姻	3.2	3.1	2.8	3.1
	離婚	1.13	0.86	1.26	0.97
	出生	5.0	5.9	6.0	4.3
	死亡	18.7	19.5	18.5	19.8

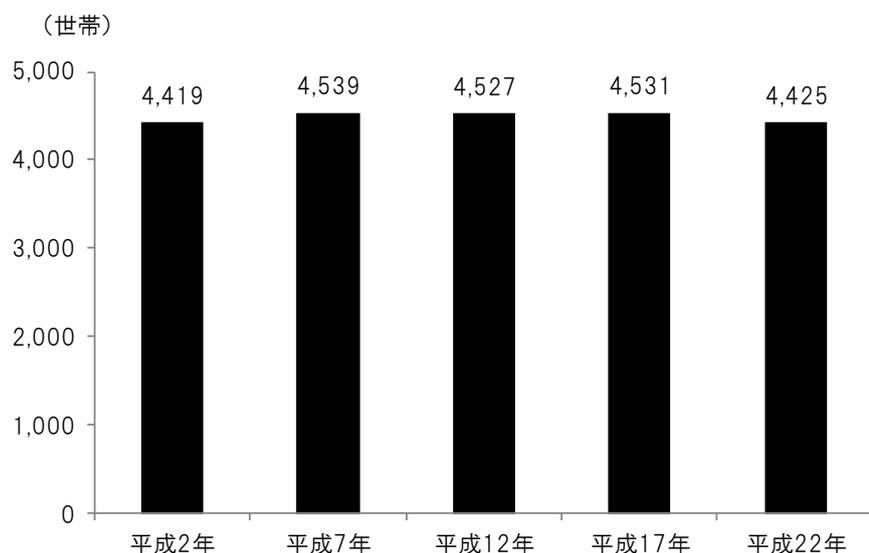
※資料：人口動態統計（戸籍届書受理件数） 単位：人
注1：動態率は各年3月31日現在の人口より算出した。



(4) 世帯の動向

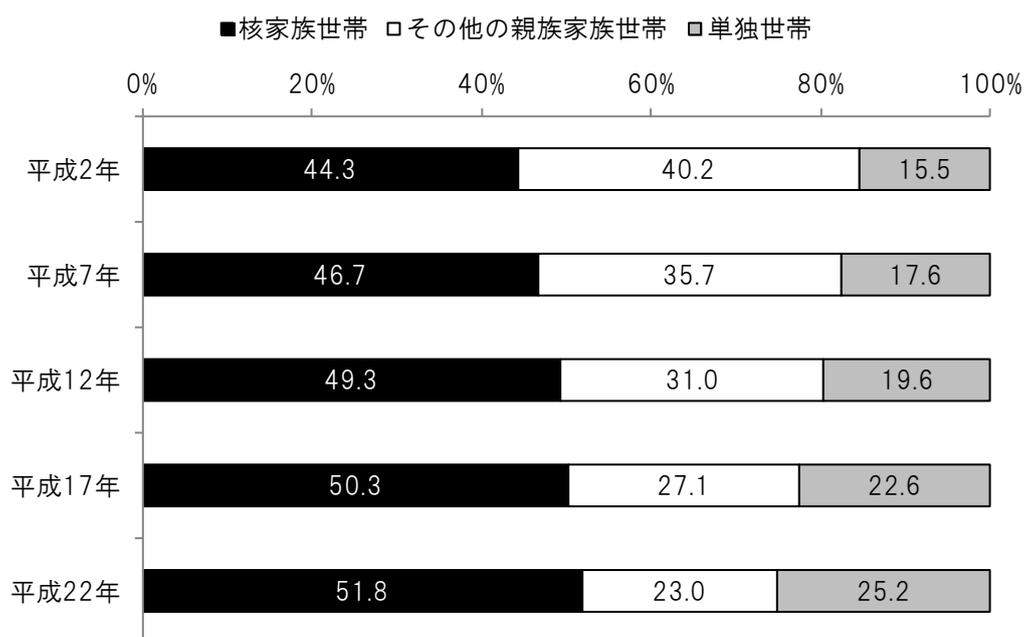
①世帯数の推移

世帯数の推移をみると、平成2年の4,419世帯から微増傾向ですが、平成22年にはやや減少して4,425世帯となっています。



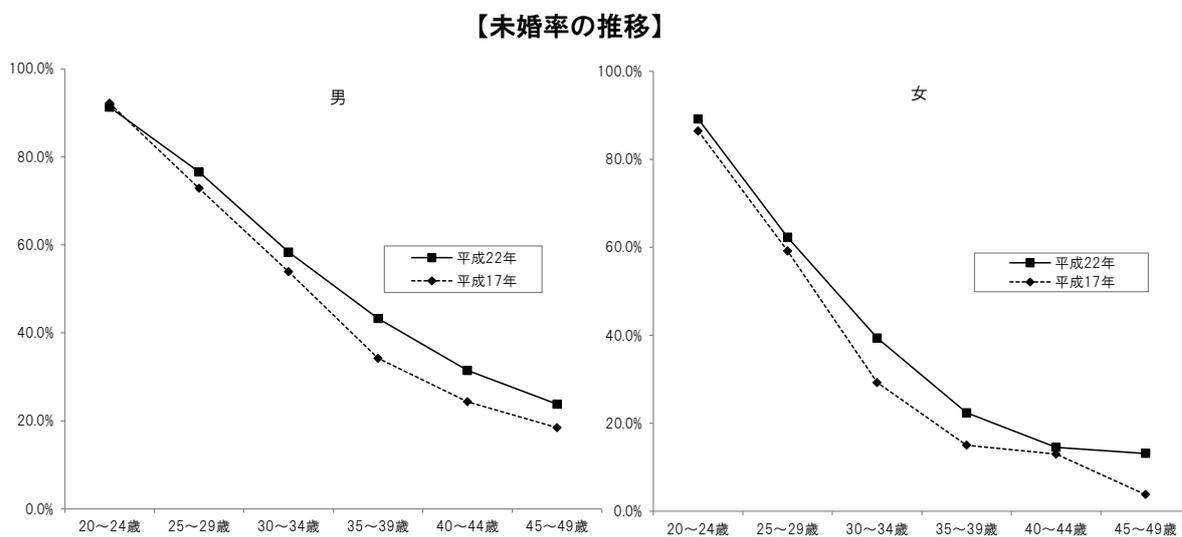
②家族類型の推移

家族類型別に割合の推移をみると、「核家族世帯」と「単独世帯」が増加傾向であるのに対して、「その他の親族世帯」は減少傾向が続いています。親と子だけの世帯や一人暮らし世帯が増加しています。



(5) 未婚の状況

少子化の主たる要因である晩婚化・未婚化について、性別・年齢階層別未婚率の推移を平成17年と平成22年とで比較してみると、男性は20歳代後半から、女性は20歳代前半から未婚率が上昇しています。



※資料：国勢調査

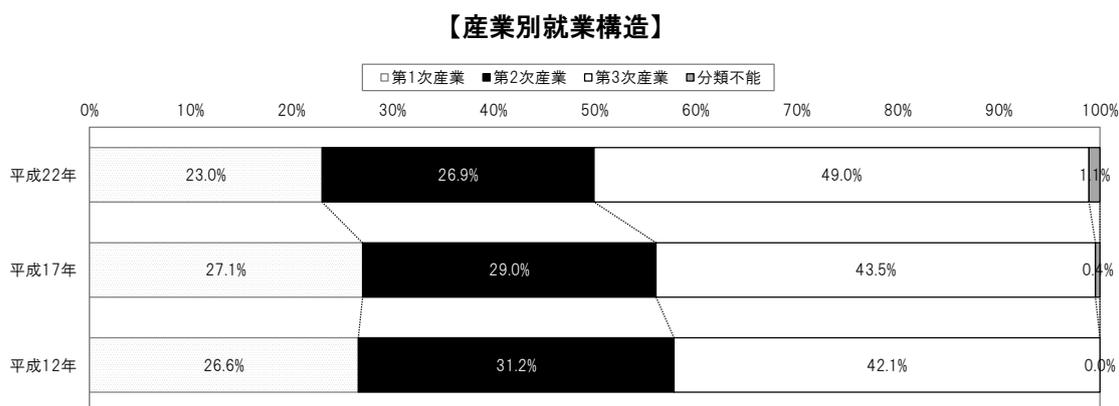
2. 産業等の状況

(1) 就労の状況

① 産業別就業構造

吉備中央町の就業者数は、平成22年国勢調査で6,085人となっており、第1次産業就業者が1,402人(23.0%)、第2次産業就業者が1,638人(26.9%)、第3次産業就業者が2,980人(49.0%)となっています。

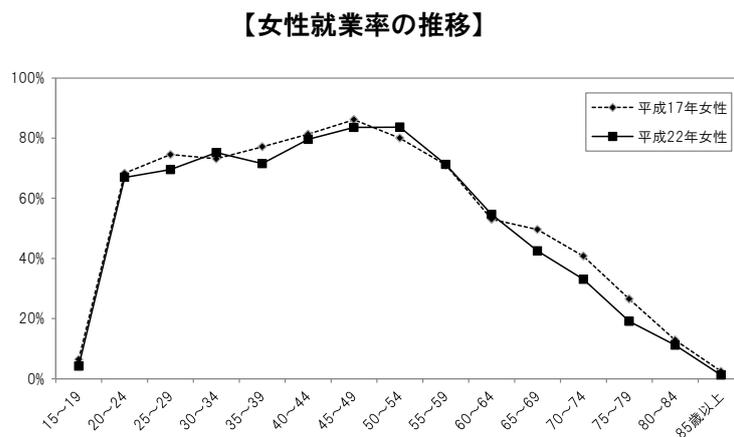
平成12、17年の数値と比較すると、第1次、第2次産業就業者の割合が低く、第3次産業就業者の割合が高くなっています。



※資料：国勢調査

② 女性の就業状況

女性の年齢別就業率は、平成17年をみると、40歳後半でピークを迎えるのに対し、平成22年では、50歳代前半でピークを迎えています。また、多くの年齢階層において就業率が低下しています。



※資料：国勢調査

3. 保育園・幼稚園・小学校等の状況

(1) 保育園の状況

現在、本町では私立保育園が1園、公立保育園が5園運営されており、平成25年5月1日現在で入所者数は215人となっています。低年齢人口が減少傾向であるのに対して、保育園入所者数はやや増加傾向であり、保育ニーズが高い状況となっています。

また、全園とも障害児保育を実施しており、一部の園では乳児保育・延長保育を実施しています。

【保育園の状況】

	区分	定員	開所時間 (平日)	乳児保育	障害児保育	延長保育
双葉保育園	私立	45	7時30分～18時30分 (月曜日～土曜日)	○	○	
上竹荘保育園	公立	30	7時30分～18時00分 (土曜日：7時30分～ 17時00分)		○	
豊野保育園	公立	45			○	○
下竹荘保育園	公立	30			○	
吉川保育園	公立	45			○	○
大和保育園	公立	45		○	○	

※資料：保健課資料 単位：人

【保育園の入所者数の推移】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳児	2	0	1	2	2
1歳児	26	29	27	36	33
2歳児	42	38	35	34	49
3歳児	49	48	50	39	41
4歳児	47	48	45	52	39
5歳児	48	46	43	40	51
合計	214	209	201	203	215
保育所施設数	6	6	6	6	6
合計定員数	225	225	225	225	240
定員充足率	95.1%	92.9%	89.3%	90.2%	89.6%

※資料：保健課資料（各年5月1日現在） 単位：人

(2) 幼稚園の状況

現在、本町では幼稚園4園が運営されており、平成25年5月1日現在の入園者数は66人となっています。

また、保育ニーズへの対応のためから、4園ともに預かり保育を実施しています。

【幼稚園の状況】

	区分	定員	開所時間 (平日)	預かり保育
津賀幼稚園	公立	60	8時30分～14時00分	○
円城幼稚園	公立	60		○
御北幼稚園	公立	60		○
吉備高原幼稚園	公立	80		○

※資料：教育委員会資料 単位：人

【幼稚園の入園者の推移】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
3歳児	24	26	15	26	18
4歳児	32	25	33	18	28
5歳児	36	34	31	40	20
合計	92	85	79	84	66
幼稚園施設数	4	4	4	4	4
合計定員数	260	260	260	260	260
定員充足率	35.4%	32.7%	30.4%	32.3%	25.4%

※資料：教育委員会資料（各年5月1日現在） 単位：人

(3) 小学・中学校の状況

①小学校の状況

平成 25 年 5 月 1 日現在で、小学校は 9 校あります。児童数は減少傾向にあり、平成 25 年には 508 人となっています。

【小学校の状況】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
津 賀	69	73	66	59	56
円 城	54	57	52	58	59
御 北	48	47	51	52	53
上 竹 荘	56	64	61	57	53
豊 野	82	77	83	87	87
下 竹 荘	44	41	40	30	26
吉 川	41	43	41	37	33
大 和	77	82	68	67	69
吉備高原	79	76	66	70	72
合 計	550	560	528	517	508

※資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在） 単位：人

②中学校の状況

平成 25 年 5 月 1 日現在で、中学校 4 校あります。生徒数は、斬減傾向となっており、平成 25 年には 286 人となっています。

【中学校の状況】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
加 茂 川	127	114	120	106	112
竹 荘	118	104	89	94	94
吉 川	54	46	39	34	39
大 和	39	32	34	36	41
合 計	338	296	282	270	286

※資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在） 単位：人
H26.4 中学校統合にて加賀中学校開校（5/1 現在 267 人）

4. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産等により保育が困難な就学前乳幼児(生後6か月から)について一時的な保育を行う事業です。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
津 賀 幼 稚 園	95	148	106
円 城 幼 稚 園	124	69	78
御 北 幼 稚 園	30	78	81
吉 備 高 原 幼 稚 園	94	64	109
北 保 育 園	385	314	491
総合福祉センター	115	209	46

※資料：保健課資料 単位：人

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日に認定時間（保育標準時間・保育短時間）を越えて、保育所等で保育を実施する事業です。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
豊 野	0	5	0
吉 川	110	98	186

※資料：保健課資料 単位：人

(3) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所として開設し、子育てについての相談や各種情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
子育てサロンたんぽぽ (北保育園)	延利用者数 子ども 581 親 477 開催日数 46 回	延利用者数 子ども 783 親 628 開催日数 54 回	延利用者数 子ども 840 親 732 開催日数 83 回

※資料：保健課資料 単位：人

(4) 放課後児童クラブ

保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全な育成をはかる事業です。

	小学校区	登録人数	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童ほっとクラブ	上 竹 荘	11	11	9	10
豊 野 児 童 ク ラ ブ	豊 野	7	12	7	7
吉備高原児童クラブ	吉備高原	27	30	27	27
円城放課後児童クラブ	円 城	11	12	15	12
津 賀 児 童 ク ラ ブ	津 賀	16	-	-	19

※単位：人，日

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後3か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う事業です。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
出 生 数	76	54	64
訪 問 率	100	100	100
訪 問 数	76	54	64

※単位：人，日

(6) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
母子健康手帳交付件数（届出者数）	77	66	57
1人あたりの平均健診回数	10	10	12
妊婦健康診査延べ人数	805	674	703

※単位：人，日

(7) 養育支援訪問事業その他要支援児童，要保護児童等の支援に資する事業

子どもが安全，安心な環境で育つことができるよう，保護者の育児，家事等における養育能力を向上させるために，母親の妊娠・出産・育児期を始め，子どもの少年期までに適切な養育を支援することが必要となっています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
認定者数（実人数）	40	46	63
認定者数（延べ人数）	104	137	145
利 用 日 数	52	63	72

※単位：人，日



5. 吉備中央町子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査結果概要

■調査の目的：

本調査は、吉備中央町子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」を算出するため、就学前児童（0～5歳児）及び小学生（1～3年生）の保護者の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために実施。

■調査の対象：

吉備中央町内に居住する対象年齢児童の保護者

■回収状況：

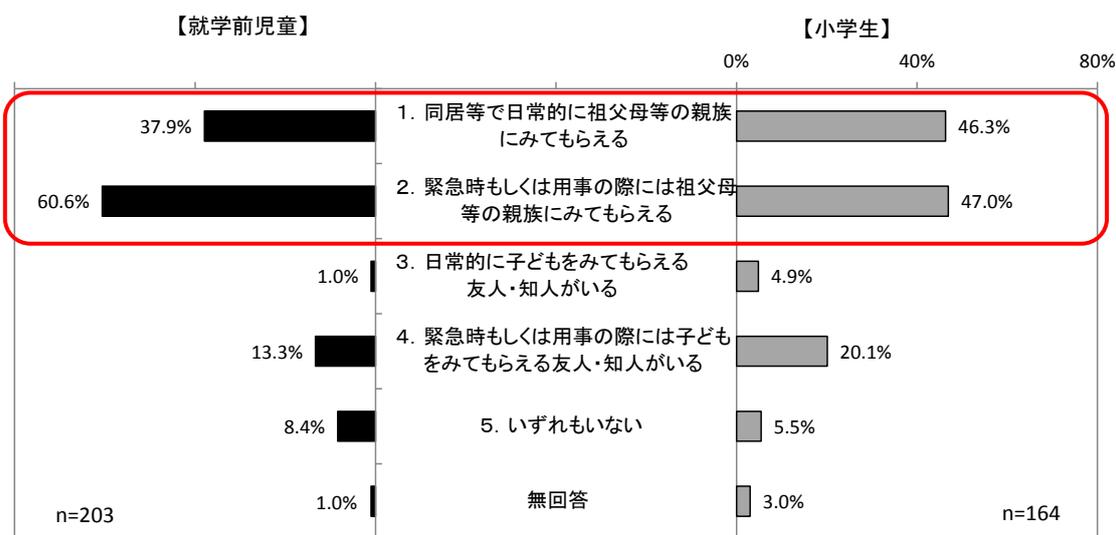
就学前児童調査：配布数 315/回収数 203 （有効回答率 64.4%）

小学校児童調査：配布数 224/回収数 164 （有効回答率 73.2%）

(1) 子どもの育ちをめぐる環境について

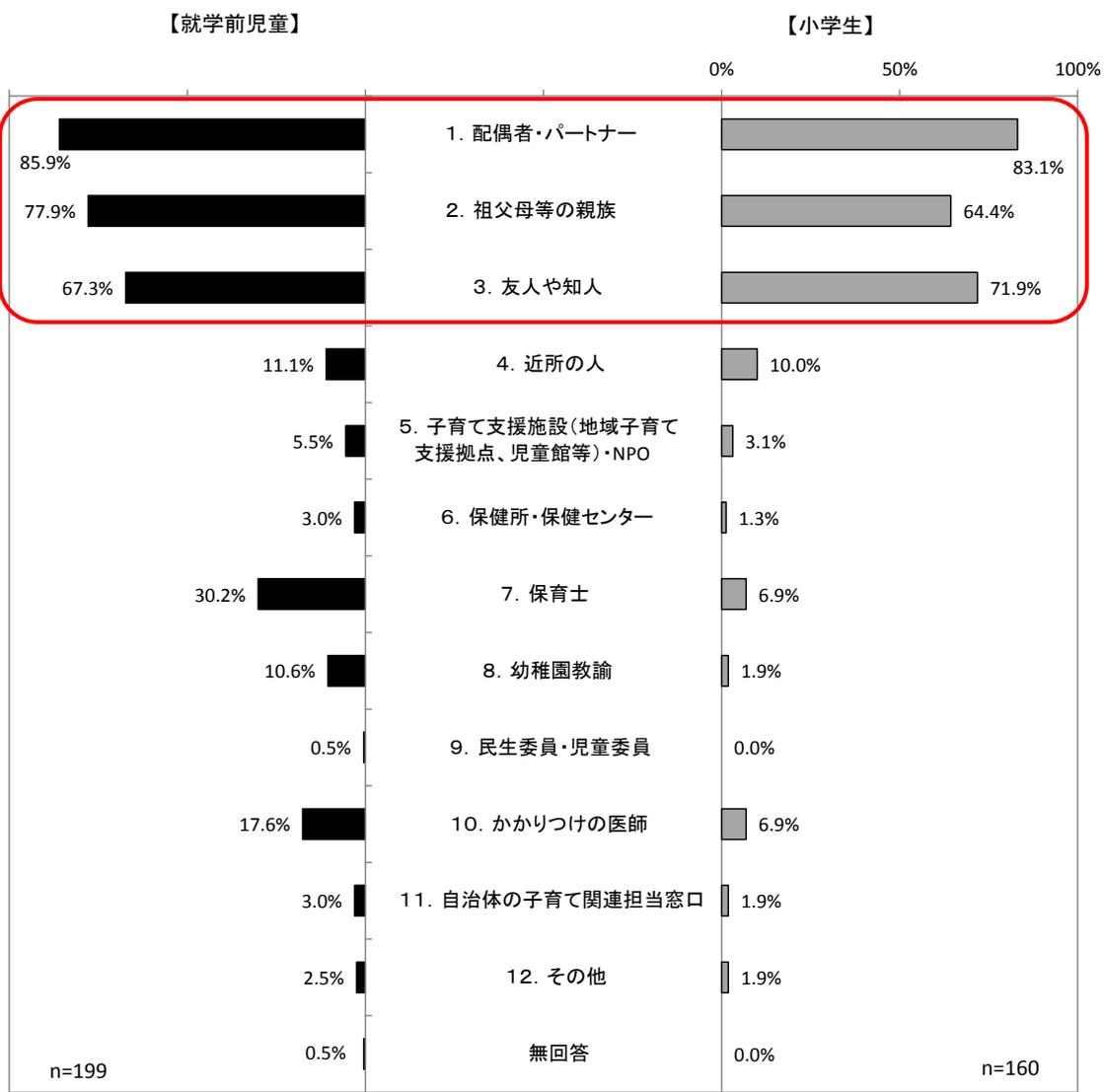
①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について

- ・就学前児童，小学生ともに「2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く，次いで，「1. 同居等で日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」，「4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が多い。
- ・一方，「5. いずれもない」が全体の約5～8%程度となっている。



②子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）について

・就学前児童，小学生ともに「1. 配偶者・パートナー」が最も多い。
 ・就学前児童では，「2. 祖父母等の親族」，「3. 友人や知人」の順に多く，小学生では，「3. 友人や知人」の方が「2. 祖父母等の親族」よりも多い。



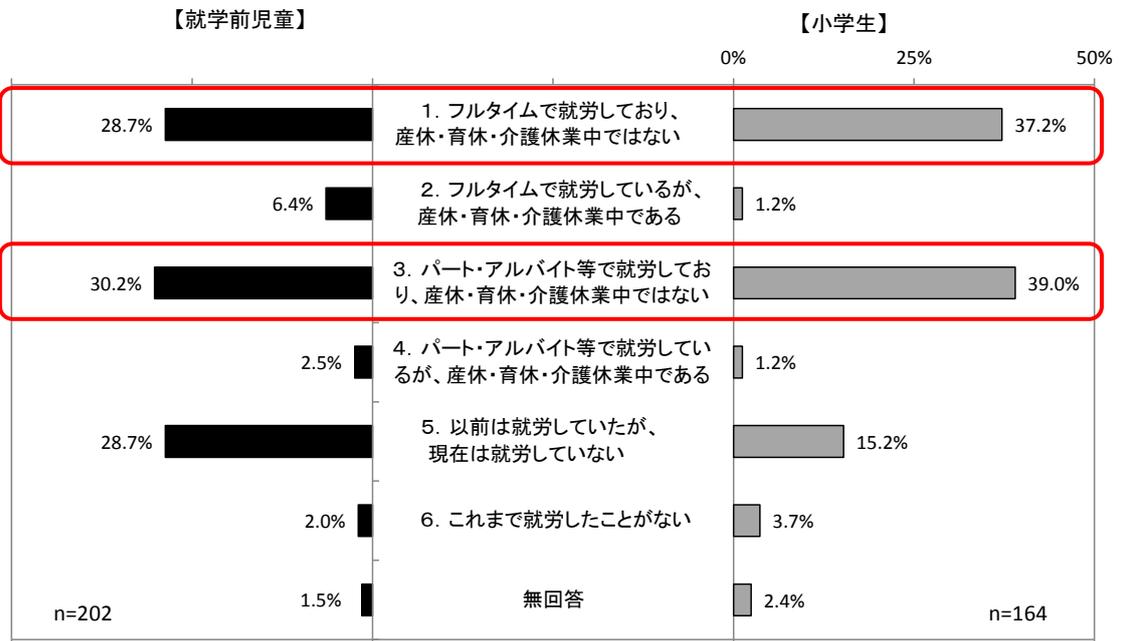
(2) 保護者の就労状況について

①保護者の現在の就労状況（自営業，家族従事者含む）について

■父母の就労形態について【母親】

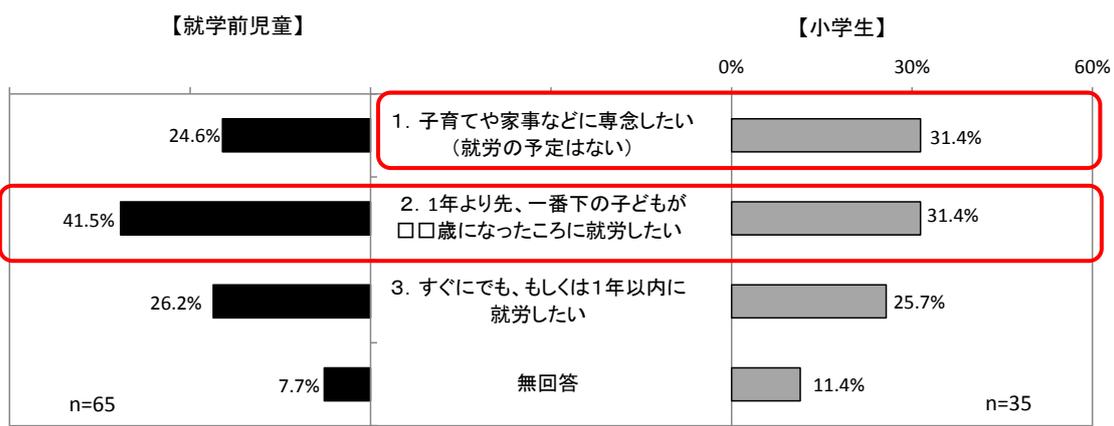
・就学前児童，小学生ともに母親の就労形態は，「1. フルタイムで就労しており，産休・育休・介護休業中ではない」と「3. パート・アルバイト等で就労しており，産休・育休・介護休業中ではない」が多い。

・就学前児童では，「5. 以前は就労していたが，現在は就労していない」が多い。



②就労希望について（母親）【①の a. 母親で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」「6. これまで就労したことがない」を選ばれた方】

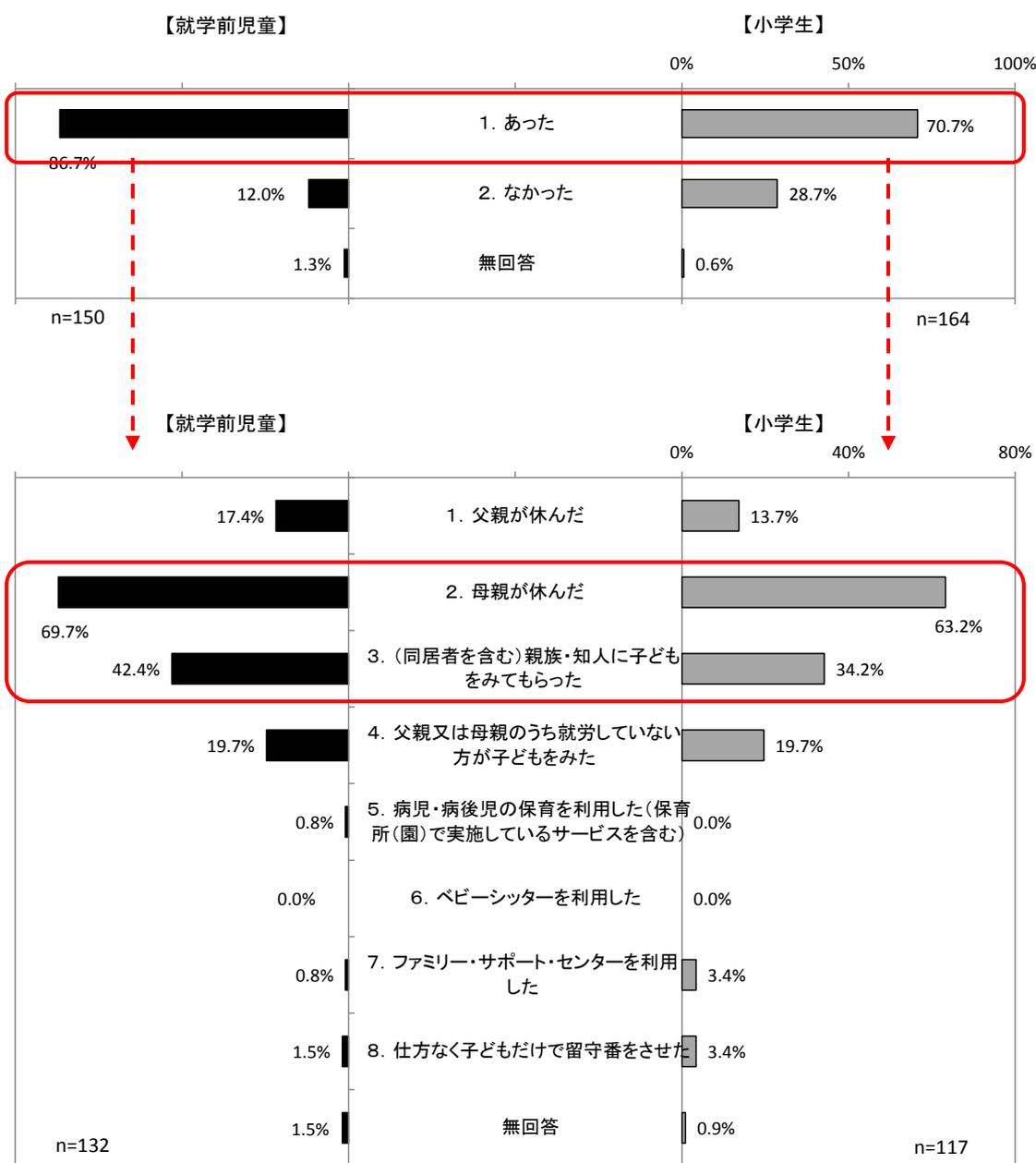
・就学前児童では、「2. 1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」が特に多くなっているが、小学生では、「1. 子育てや家事等に専念したい（就労の予定はない）」、「2. 1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」が同数で最も多くなっている。



(3) 病気の際の対応について【平日の教育・保育を利用する方】

①この1年間に、病気やケガで通常の事業（幼稚園，保育所等）が利用できなかったことについて

・就学前児童で約9割，小学生で約7割が利用できなかった経験がある。
 ・その対処法としては，就学前児童，小学生ともに「2. 母親が休んだ」，「3.（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が多い。

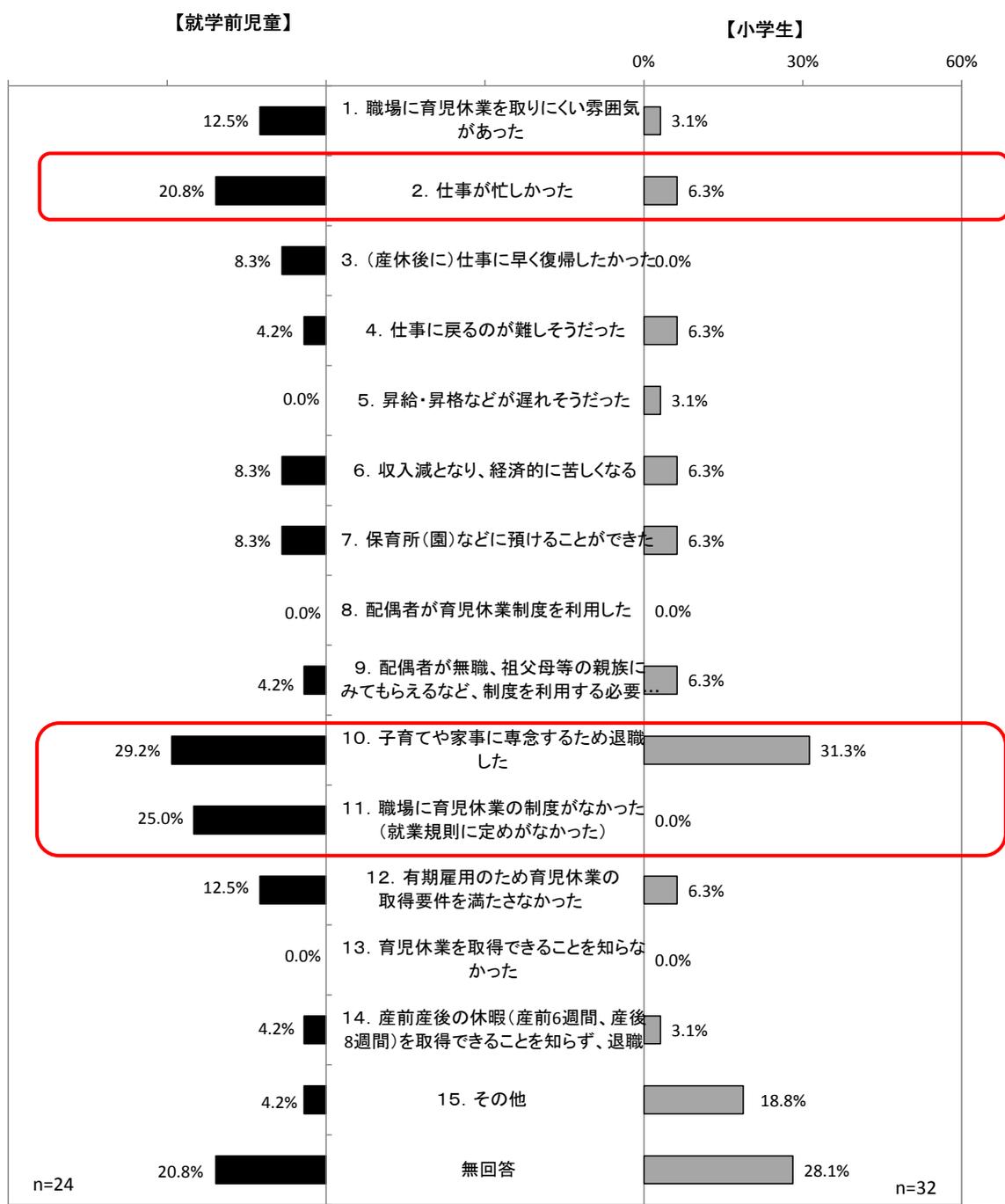


(4) 育児休業制度の利用について

① (取得しなかった理由)【母親】

・ 就学前児童では、「10. 子育てや家事に専念するため退職した」、「11. 職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」、「2. 仕事が忙しかった」の3つの回答が比較的多い。

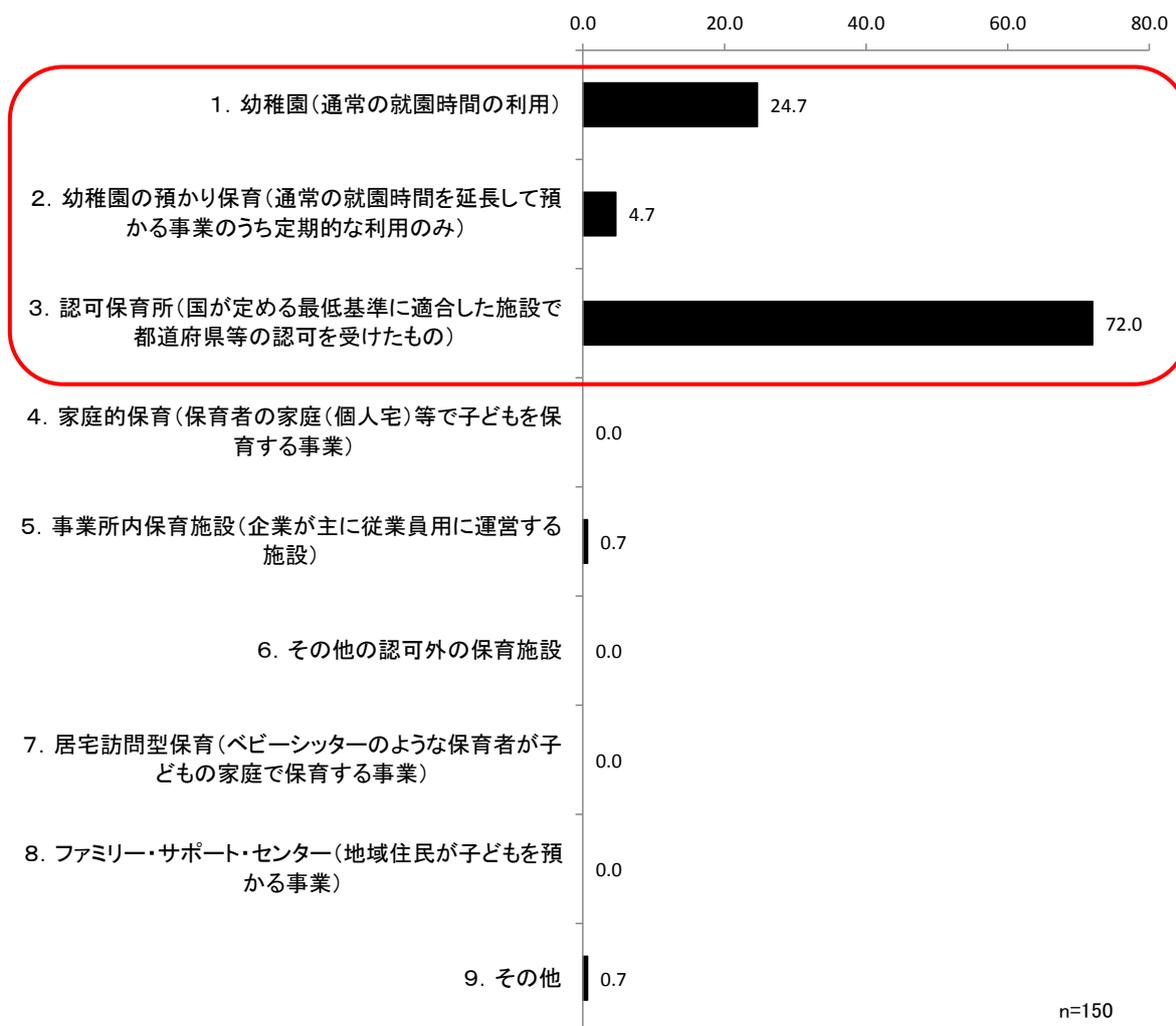
・ 小学生は、「10. 子育てや家事に専念するため退職した」の回答が特に多い。



(5) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

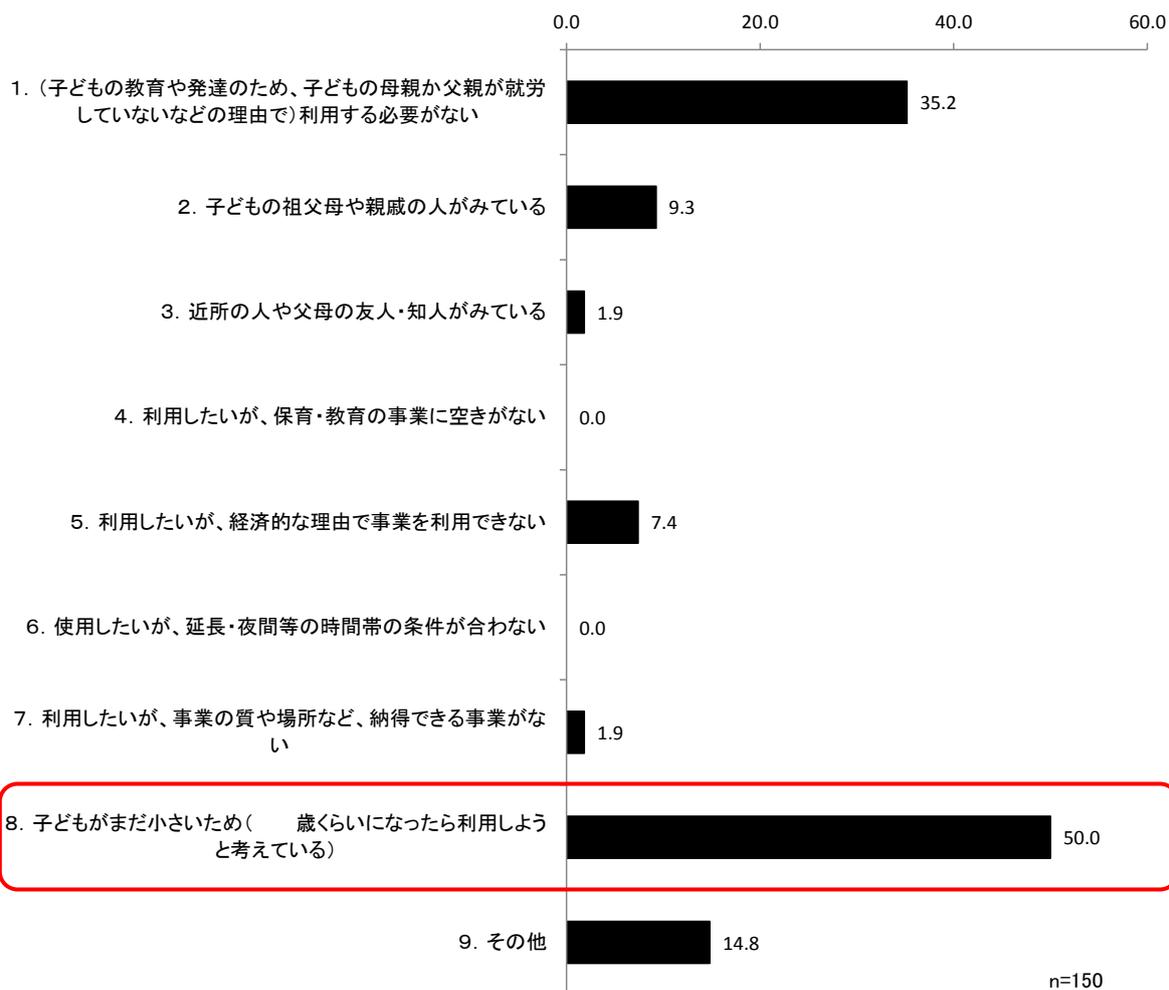
①平日の教育・保育事業の利用について

・「3. 認可保育所」が最も多く、次いで「幼稚園」が多い。



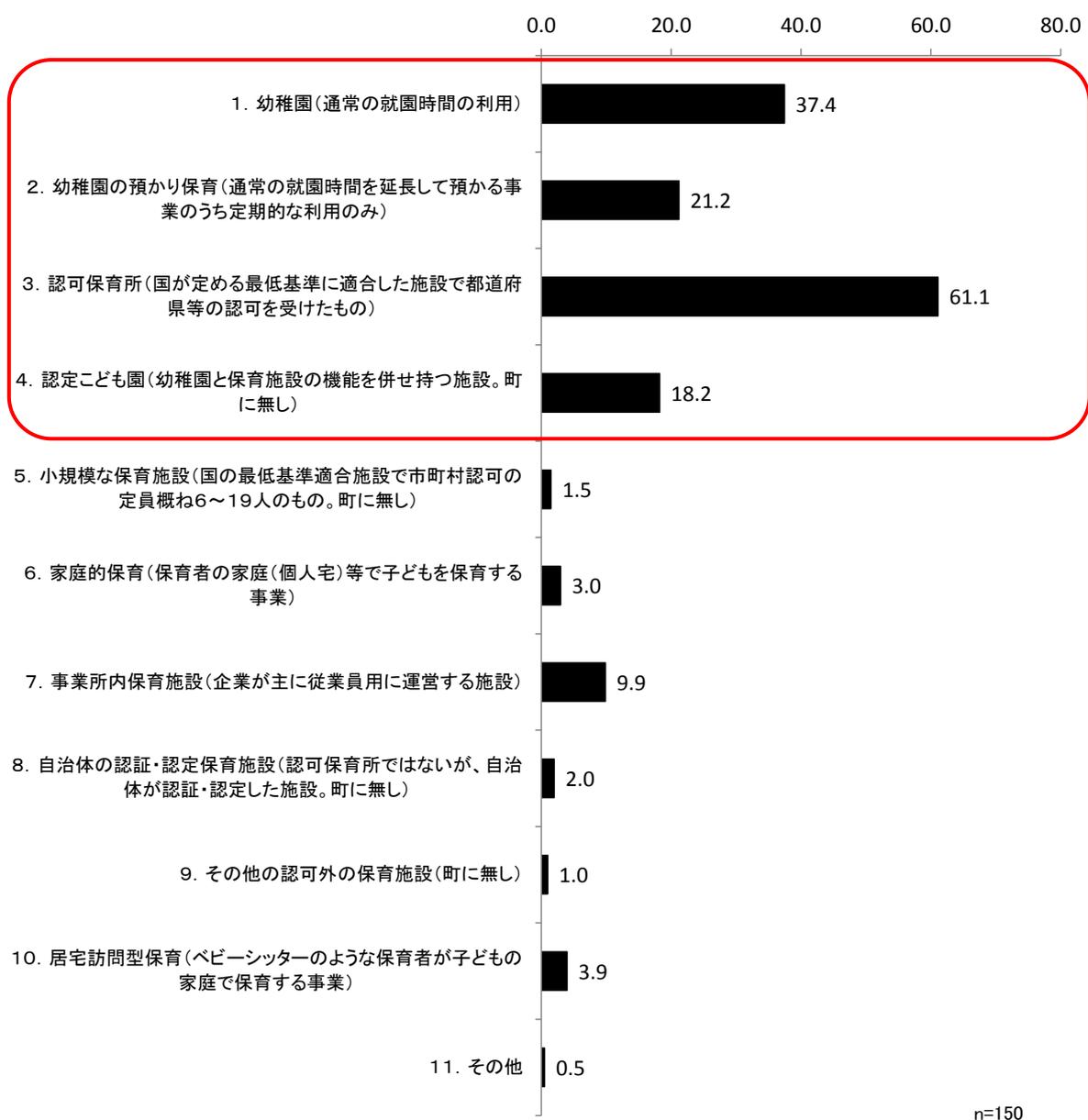
②利用していない理由について【①で「2. 利用していない」を選ばれた方】

・「8. 子どもがまだ小さいため（ ）歳くらいになったら利用しようと考えている）」が最も多く、次いで、「1.（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していない等の理由で）利用する必要がない」が多い。



③平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業について

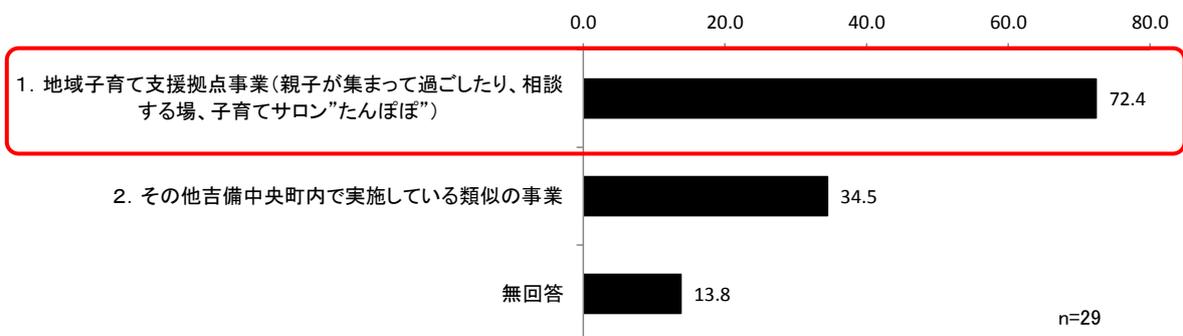
・「3. 認可保育所」が最も多く、次いで、「1. 幼稚園」が多い。また、「2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」、「4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設。町に無し）」が2割程度の回答があり一定の意向の大きさが確認された。



(6) 地域の子育て支援拠点事業の利用状況について

①地域子育て支援拠点事業の利用について

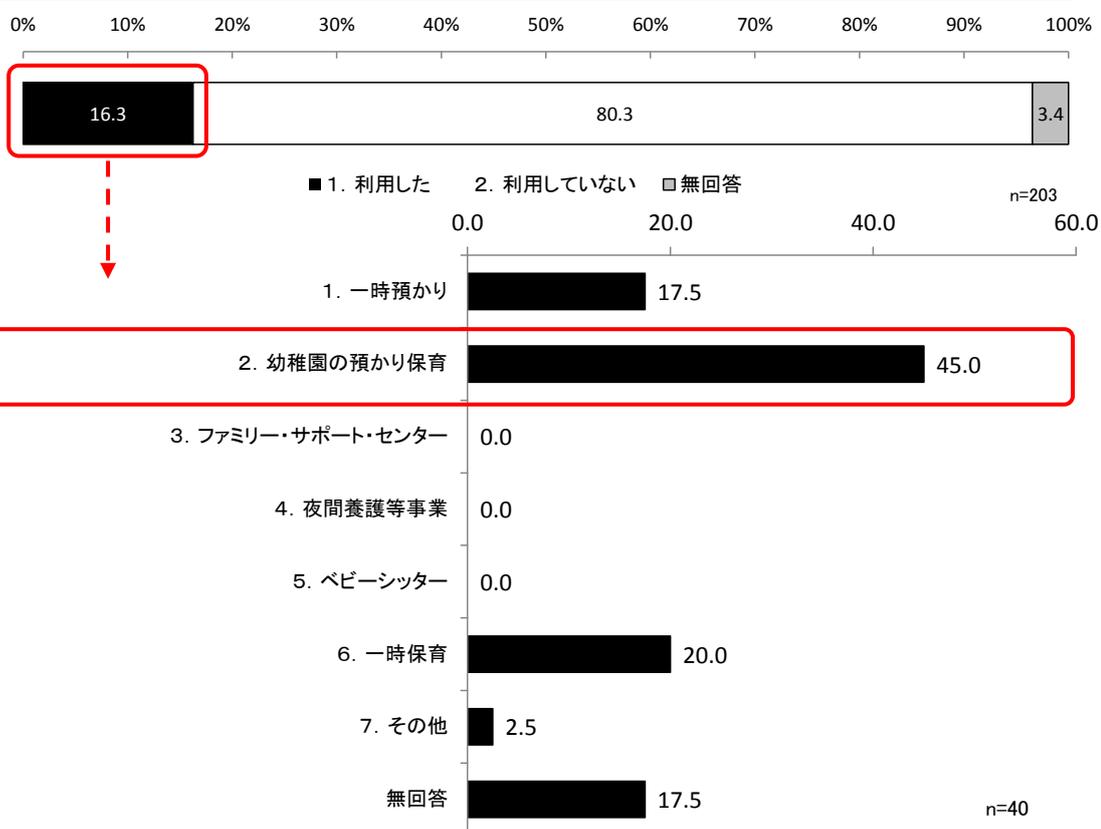
・地域子育て支援拠点事業の利用者の7割程度が北保育園の子育てサロンたんぼぼを利用している。



(7) 不定期的な教育・保育事業や宿泊を伴う一時的な預かり等の利用について

①不定期的な教育・保育事業の利用希望について

・全体の2割弱の方が「1. 利用した」と回答し、その内訳は、「2. 幼稚園の預かり保育」が最も多く、次いで「6. 一時保育(北保育園・福祉センター)」, 「1. 一時預かり(延長保育)」が多い。

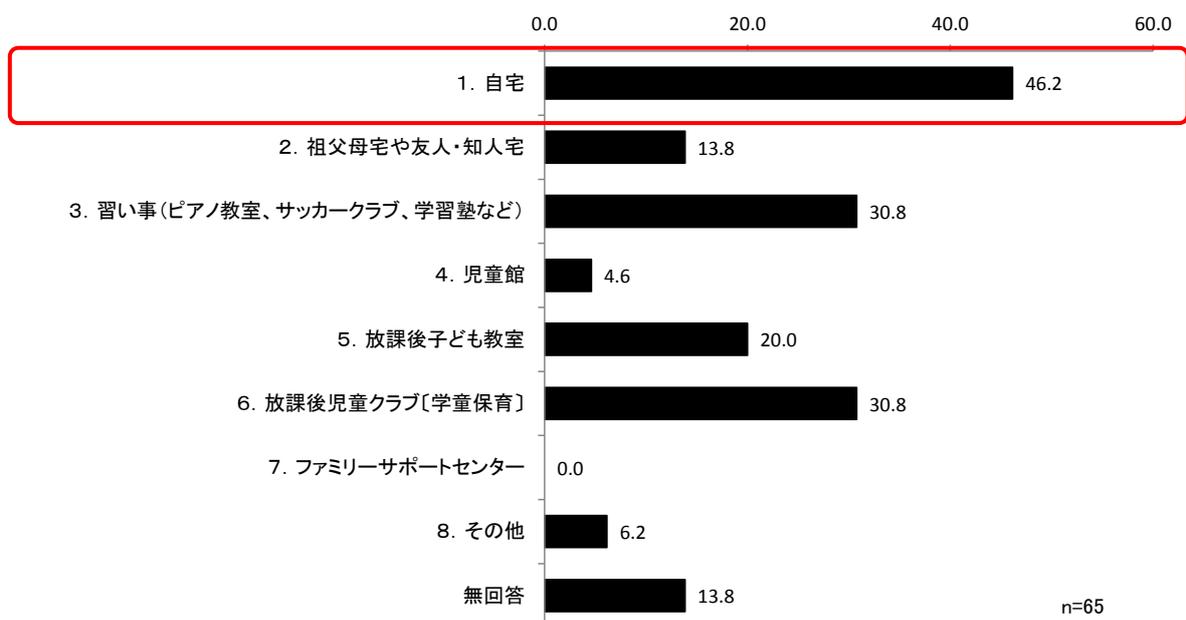


(8) 子どもが5歳以上である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方について

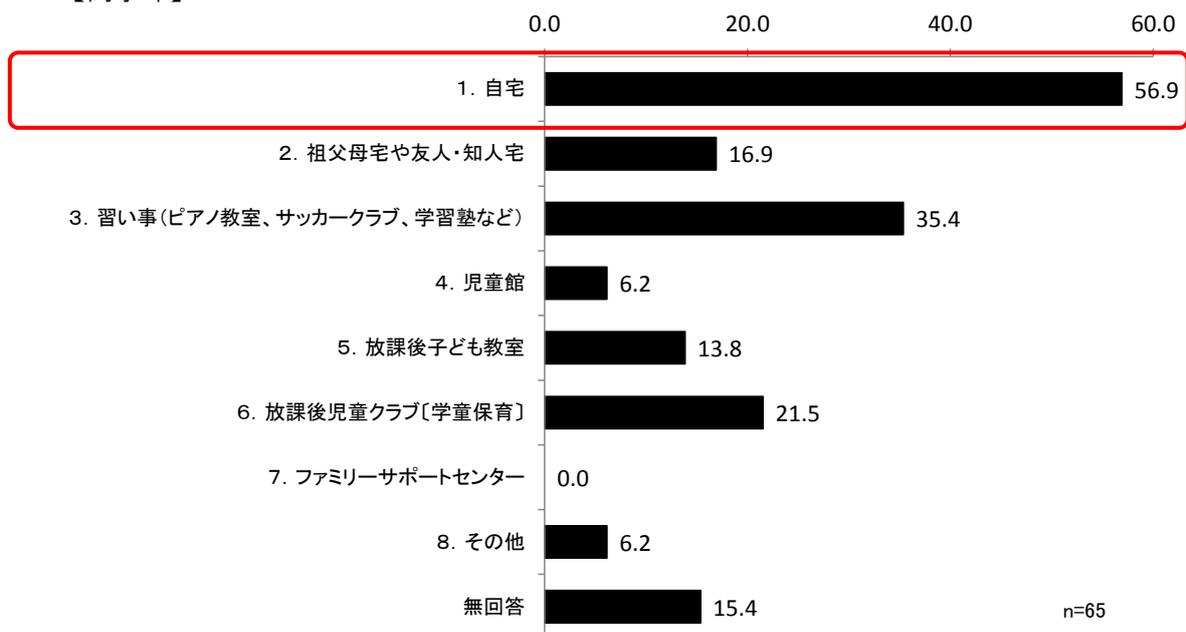
①放課後（平日の放課後）の過ごし方について

- ・低学年，高学年ともに「自宅」が最も多く，次いで「習い事（ピアノ教室，サッカークラブ，学習塾等）」が多い。
- ・低学年では，「放課後児童クラブ（学童保育）」，「放課後子ども教室」の回答が多い。

【低学年】

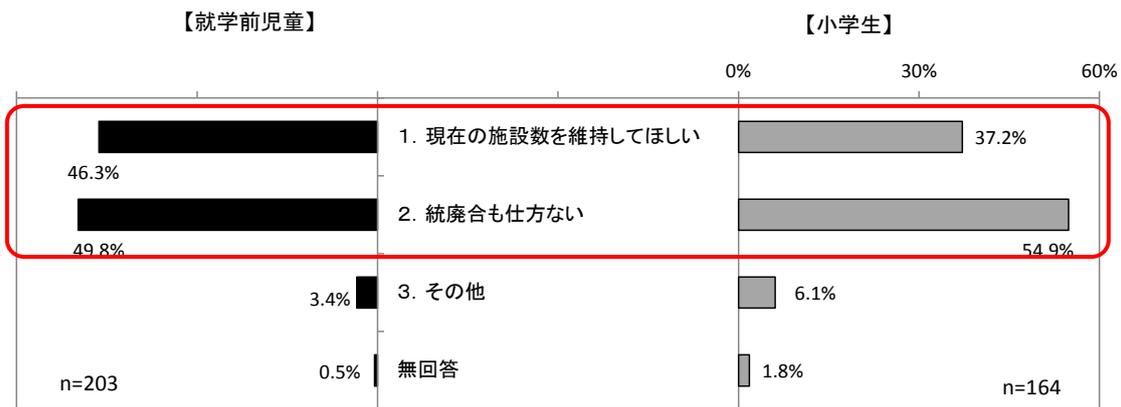


【高学年】



(9) 幼稚園・保育園の将来的な統廃合について

- ・ 就学前児童では、「統廃合も仕方ない」と「現在の施設数を維持してほしい」がほぼ等しい。
- ・ 小学生では、「統廃合も仕方ない」が半数を超え最も多い。



6. 吉備中央町次世代育成支援後期行動計画の評価と進捗状況

(1) 子育ての支援（基本目標1）

吉備中央町次世代育成支援後期行動計画の施策体系に沿って、次のとおり取り組みの評価を行いました。

① 保育サービスを充実する

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
● 保護者ニーズに応じた保育サービスの充実	・ 全保育園で平日同様、土曜日半日から一日保育を実施し、乳児保育、延長保育も2園で行っている。	・ 土曜保育、障害児保育等、充実を図っているが、現在保育士の確保が不十分である。保護者ニーズに応じた保育サービスの提供するためには、幼稚園、保育園の配置を含め、幼保一元化推進の検討が重要である。
● 保育体制の充実	・ 途中入所の受入が困難で、臨時職員や嘱託職員が多く、保育体制は十分とは言えない。	・ 子どもの成長、発達に応じたきめ細やかな支援を充実するため、幼稚園、保育園統合に向けての人事交流、研修等関係者の連携強化とスキルアップが必要である。
● 子どもの視点に立った保育園運営	・ 各保育園で保育所自己評価を実施しているが、アクションプログラムの策定はできていない。	・ 保育所自己評価は引き続き行うとともにアクションプログラムの策定を行う。
● 安全で快適な保育施設の整備	・ 洋式トイレへの改善等施設整備及び遊具の修繕を計画的に行っている	・ 施設遊具等の老朽化により撤去を行い、遊具が少なくなるとともに、年々修繕費用が増加している。
● 放課後児童対策の推進	・ 児童クラブの設置要望等の相談に応じるとともに運営の指導を行っている。	・ 児童クラブの設置にあたり場所の確保が困難になっている。小学校の余裕教室等が利用できるよう教育委員会との検討が必要である。
● 保護者同士の交流の場の拡充	・ 子育て支援拠点「子育てサロンたんぼぼ」を毎週月・金曜日に実施し、季節感を感じる行事や遊びを親子で体験し、子育て相談等を行っている。	・ 保護者同士の交流の拠点であるサロンが保護者同士の交流が重視されておらず、運営方法の検討と意識改革が必要である。また、設置場所が町の西側に位置し、中心地への設置の検討が必要である。
● 地域の子育てグループ活動への支援	・ 幼児クラブ等各地域で独自に活動しており町からの支援はしていない。	・ グループ活動の活性化を図るために、学校や保育園、公民館等地域や関係機関が協力し、実施していただくことが必要。
● 吉備中央町子育て支援ネットワークの構築	・ 愛育委員、民生児童委員等各団体で支援しているがネットワークの構築はできていない。	・ 愛育委員、民生委員、子育てに関する各種関係機関、ボランティア等が連携し、地域の情報収集と子育て家庭のニーズに応じたサービスを提供できるよう、ネットワーク化に努めます。

【評価指標】

事業名(指標)	H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末目標値	達成率
放課後児童クラブの設置か所数	4	4	4	5	5か所	100%
放課後子ども教室の設置か所数	3	3	3	2	5か所	40%
幼稚園預かり保育実施施設数	4	4	4	4	維持	達成
延長保育の実施施設数	2	2	2	2	維持	達成
一時保育の実施施設数	2	2	2	2	維持	達成
子育て支援拠点事業実施施設数	1	1	1	1	維持	達成

②まちぐるみですべての子育て家庭を支援する

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●保育園・幼稚園での子育て支援機能の充実	・全幼稚園で一時預かりを実施。保育園での延長保育は2園で実施、乳児保育は1園で実施、土曜保育を全保育園で実施している。	・一歳児の途中入園の受入が困難であるため、保育士の確保が必要である。
●男女共同参画意識の啓発	・家庭、地域、職場での男女の固定的な役割分担意識を是正するための啓発、また、配偶者等からの暴力(DV)をはじめとする男女間における暴力の根絶や仕事と生活の調和の実現等の広報活動を推進するとともに、学校や生涯学習の場で男女参画に関する教育を推進している。	・固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣行の改善等、身近なところから男女共同参画社会づくりに取り組む。また、年々増加傾向にある男女間における暴力の根絶に向け、啓発活動及び公的な相談機関の広報を図る。
●家庭における父親の役割の啓発	・母子手帳配布時に、父子健康手帳わくわく子育て配布。	・子育てについて話し合う場や料理教室等を開催し、男女共同参画意識の醸成に努めるとともに、父母が共に子育てに参画できる環境づくりや役割等の周知を図る。
●仕事と生活の調和を実現できる職場環境づくりの促進	・労働時間の短縮や育児休業制度等の啓発・普及	・事業主や職場の従業員に対して、子育て家庭に対する理解や協力が十分とは言えない。育児休業を取りやすい雰囲気醸成、ワーク・ライフ・バランスに配慮する職場環境づくりに取り組む事業所の普及拡大と情報発信に努める。

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●育児時間を確保するための理解促進	・勤務時間短縮や有給休暇の完全取得等、事業主等に積極的な取り組みをお願いするとともに、子育て家庭に対する理解促進に努める。	
●相談体制の整備・拡充	・子育て支援拠点「子育てサロンたんぽぽ」において保健師や専門家による相談会を開催している。また、随時、保育士、保健師等が対応している。	・子育て、子どもの教育、関わり方、食事や栄養に関することへの相談を随時行っているが、子どもの健やかな成長のため、より身近に相談しやすい環境づくりが必要である。
●子育て関連情報提供の充実	・町広報紙、パンフレット等による情報提供	
●小児等医療費の助成	・中学3年生までの乳幼児及び児童・生徒と高校生(満18歳に達する年度の末日まで)を対象に医療費を助成	・医療費の無料化により早期治療ができ、子育て世帯の経済的負担の軽減が図られている。
●児童手当等の支給	・中学3年生修了前までの児童を養育している保護者に対して、法令に基づき手当を支給	
●子育て支援サービスの利用促進	・子育て応援ブックの配布	・子育て支援サービスの制度の啓発、周知を図る。
●不妊治療に係る助成の周知	・町及び県不妊治療費の助成	・制度を広報紙等で周知を図る。

(2) 母親と子どもの健康の確保と増進(基本目標2)

①母と子の健康をつくる

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●母子健康手帳交付時からの保健師による支援の充実	・妊娠届時、保健師が面接を行う(支所等で交付した際は、必要時、後日電話連絡を行う)。 ・アンケートの実施(妊婦の身体及び精神状況、支援者の有無等について把握) ・歯科保健の指導 ・妊婦交流会(年1回)	・妊娠11週以内:51件, 12~21週:3件, 28週以上:3件 ・アンケートの見直しを行ったことで、妊婦の身体面だけでなく精神面や家庭の状況等も把握しやすくなり妊娠期からの早期支援につながっている。 ・増加傾向にあるハイリスク妊婦、特定妊婦について、フォロー基準や方法等、スタッフ間での検討が必要である。 ・妊娠届の遅い妊婦、望まない妊娠等ハイリスク妊婦の精神面でのフォローが必要である。
●健康診査の徹底	・妊婦健康診査(医療機関委託14回) ・乳児健診(医療機関委託2回, 集団健診年6回) ・1歳6か月児健診(年6回) ・3歳6か月児健診(年6回)	・受診率 乳健81.5%, 1歳6か月90.3%, 3歳6か月88% ・妊婦健診の受診率が低い。 ・乳児健診, 1歳6か月児健診, 3歳6か月児健診については、未受診者へ再通知を送付し受診勧奨を行い、それでも未受診の場合は訪問、または電話で確認を行うようにし、未受診者の全数把握に努めている。

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●訪問指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業の実施 ・養育支援家庭訪問事業の実施 ・診療情報提供書や母子手帳交付時にフォローが必要な妊婦への訪問 ・健診後のフォロー 	<ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月までに出生児全員の訪問を行い、育児不安の解消と健やかな発育を支援している。また必要に応じて定期的にフォローを行っている。
●保健事業への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業計画の配布（就学前幼児の家庭） ・健診未受診者への再通知 ・健診，訪問，子育て広場での啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会を通じた啓発，声かけにより保健事業の周知を図っている。 ・健診未受診者には再通知を送付し，受診率は横ばい状態を保っている。 ・参加（受診）しやすい環境整備，保護者のニーズにあった保健事業が提供できるような質の向上，スタッフの資質向上を図る。
●相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯の育児相談（年6回） ・子どもの発達支援相談（保健所主催） ・児童相談所巡回相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談は件数としては少ないが，利用者の評価も高く，虐待予防にもつながっている。 ・相談ケースの中には，母親自身の問題（生育歴，自己肯定感の低さ等）から愛着形成がうまくいかないために，育児不安やストレスが強い方が多くみられる。 ・子どもの心身の状況や発達，発育の偏り，疾病だけでなく，保護者の育児能力，心身の状況，家庭環境等保護者支援を含めた総合的な育児相談の充実を図る。 ・育児相談の周知がいまひとつ。
●疾病や障害の早期発見・治療・療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健診にて精検票を発行 ・幼児健診における心理相談 ・子どもの発達支援相談（保健所主催） ・児童相談所巡回相談 ・親子ふれあい教室（要観察児教室） ・ぽけっと（発達支援教室）開設（平成26年5月～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児健診における発達のフォローが必要な幼児の割合は増加傾向にあり，早期発見できても，専門医療機関や療育機関への受診までに時間がかかり支援が途絶えてしまうケースもある。 ・地域で障害児を支える体制づくりの一環として町内に療育機関を開設したことで，より身近な場所で安心して療育訓練に通える環境が整った。 ・保育園や幼稚園等の関係機関と連携を図りながら，早期支援につなげていく。

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●歯科保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・歯みがき教室（10園） ・乳児健診における保護者の意識調査及び歯科相談 ・歯科検診（1歳6か月児健診，3歳6か月児健診） ・フッ素塗布（希望者のみ） ・カリエスタット検査（1歳6か月児） ・子育て広場，離乳食教室における衛生教育 ・ハッピー教室への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児健診に歯科相談を取り入れ，歯が生え始める前の乳児期から一貫した指導を行うことで平成24年度には齲歯罹患率が大きく減少した。 ・齲歯罹患率（平成25年度） 1歳6か月児：1.5%，3歳6か月児：36.9% ・各種教室や健診時には保健師，栄養士による成長段階に応じた指導を行っており，保護者の意識は高まってきている。 ・1歳6か月児健診にカリエスタット検査を導入し，口腔環境と虫歯のできやすさを視覚的に訴えることで保護者も子どもの口腔ケアに関心を持ってきている。 ・健診未受診者等に対する指導については今後も子育て広場や保育園等，できるだけ多くの機会に啓発をしていく必要がある。 ・依然3歳6か月児の齲歯罹患率が高く，母子だけでなく，同居している祖父母等家族を含めた啓発が必要である。 ・歯の健康は，生活習慣，食事の影響も大きいため，乳幼児期からの規則正しい生活習慣，食育についても啓発を行っていく。
●小児救急医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小児救急地域出前講座の開催（年2回：保護者向け，養護教諭向け） ・小児救急電話相談（#8000）の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座では子どもの病気や観察のポイント，対処方法，上手な小児救急へのかかり方等について啓発を行い，適切な小児救急利用の理解につながった。 ・平成25年度で保健所主催の出前講座が終了したため，今後どのように普及啓発を行っていくかが課題である。
●予防接種の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種（BCG,四種混合,MR,日本脳炎,ヒブ,小児肺炎球菌,子宮頸がん） ・年度初めに対象者へ接種勧奨通知送付 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内相互乗り入れ予防接種制度を利用し，町外のかかりつけ医（小児科）で接種する者が多い。 ・小児肺炎球菌，ヒブ等の予防接種が定期接種になったが，いまだ任意接種で全額自己負担であるロタウイルスやB型肝炎ワクチン等の接種費用が高額となり保護者の負担が大きい。 ・県外の里帰り出産の際，全額自己負担になってしまうため，償還給付での対応等，接種しやすい環境整備が必要である。 ・確実に接種できるよう健診で接種状況を確認し，接種勧奨を続けていく。
●健診後のフォロー体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達支援相談（保健所主催） ・児童相談所巡回相談 ・親子ふれあい教室（要観察児教室） ・ぽけっと（発達支援教室）開設（平成26年5月～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事後指導が必要な幼児については，訪問や電話等でフォローができています。必要に応じて所属の園と連携を図りながら，早期受診，早期療育へつなげている。

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・離乳食教室 ・親子食育教室（講話・調理実習） ・保育所等における食育講話 ・食育推進ポスターコンクール 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室等を行うことで、家庭の中から食の大切さについて考える機会となっている。 ・各保育園・幼稚園での食育教育を関係職員で実施する。
●幼児期からの生活習慣病の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健診 ・子育て広場等での保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・寝る時間が遅い。 ・テレビ、ビデオ、ポータブルゲームの時間が多く、運動不足のことも増えている。 ・家庭、幼稚園、保育園、小中学校等との連携を図る。（早寝早起きで規則正しい生活習慣の確立、手洗いうがいの励行、テレビやゲームの時間をきめる等）
●事故防止に関する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健診で事故予防のパンフレットを配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・月齢に応じた事故予防のための啓発を行う。

【評価指標】

事業名（指標）	H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末目標値	達成率
（平成21年度）乳児健康診査の受診率	93.5%	87.4%	80.0%	81.5%	100%	81.5%
1歳6か月児健康診査の受診率	91.4%	78.8%	89.0%	90.3%	100%	90.3%
3歳6か月児健康診査の受診率	89.9%	92.5%	91.4%	88.0%	100%	88.0%

②思春期保健対策を推進する

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●教育相談機能等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校への配置は100%で、平成25年度からは小学校1校にも配置。
●性に関する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の場で実施 	
●飲酒や喫煙、薬物が健康に及ぼす害に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の場で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・タバコをすったことがある（中学男子4.1%、中学女子1.6%） ・アルコールを飲んだことがある（中学男子30.3%、中学女子19.7%）
●性感染症に関する情報提供と予防の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の場で実施 	

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●乳幼児ふれあい体験の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生と乳児のふれあい体験（年2回程度） ・赤ちゃん登校日（H25年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生とのふれあい体験は毎年実施しており、参加した高校生は子育ての楽しみや喜び、命の大切さについて考える機会となっている。 ・ふれあい体験事業を高校だけでなく、中学校へも広げていくためには学校との連携が必要。 ・愛育委員、栄養委員等地域のお母さん役のボランティアさんとの連携。
●情報通信機器の健全利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の場で実施 	

【評価指標】

事業名（指標）	H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末目標値	達成率
スクールカウンセラーが配置されている中学校数	4	4	4	4	維持	達成

（3）教育環境の整備（基本目標3）

①生きる力を育む教育環境を整備する

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校一斉学力検査の実施 ・放課後学習サポート事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校一斉学力検査等の実施により、児童生徒の実態を正確に把握し、客観的なデータによるきめ細かい指導が充実した。 ・放課後に補充的な学習等を実施することで、学習内容の確実な定着を図った。（平成25年度～）
●地域に信頼される学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日授業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から、積極的に土曜日授業を実施した。平成26年度は各学校4日程度の土曜日授業を実施し、開かれた魅力ある学校園づくりを促進するとともに、振替日を設定せず授業時数を確保した。
●社会体験的な学習機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・通学宿泊体験の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に1週間、国立吉備青少年自然の家で宿泊体験を実施し通学した。児童の自立を促した。
●幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各幼稚園で、平成25年度から外国語（英語）活動を年間25回程度実施し、幼児期から外国語教育の充実を図った。
●学校施設整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新中学校の開校 ・パソコンの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に、充実した施設設備をもった中学校を開校した。 ・平成26年度、小学校において、授業において1人1台パソコンが使用できるよう最新のパソコンを整備した。

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●相談事業の充実	・スクールソーシャルワーカーの配置	・スクールソーシャルワーカーを平成25年度から、数名配置し、保護者の相談等に対応した。

②家庭や地域の教育力を向上させる

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●地域交流の場の充実	・放課後子ども教室	・子どもの放課後の居場所づくりに、大きな役割を果たし、地域の大人との交流が生まれている。現在、町内2校で取り組んでいる。事業実施校の増加を考えるが、地域の人材確保が難しい状態である。
	・公民館学習支援事業	・学校と連携しながら公民館事業で行っている。実施している公民館は、地域の実情に合った事業展開をしており、子どもの学習の場の確保につながっている。しかし、すべての館での実施となっていない。
	・あいあい広場	・乳幼児を持つ保護者の、保健・栄養指導、情報交換等交流の場となっている。また、育児相談のできる場ともなっているが、参加者が固定している。
●地域の伝統文化を学ぶ機会の充実	・学校支援地域本部	・地域と学校が連携し、学校に必要な支援を行っている。地域の特性を生かした支援となっており、昔の遊びやお祭り行事等を教える時間も持っている。各小学校に本部を持ちたいが、地域の人材確保が難しい状態である。
●親子で楽しめる催しや学習活動の充実	・宇宙の学校	・親子で科学実験を行うことにより、身近で起こる様々な現象を科学の目で見るができる。平成26年度初めての事業であり、事業内容の周知ができていない。
	・ちびっこチャレンジ事業	・子どもたちに日頃家庭では体験できないような体験を行わせており、多くの子どもたちが参加している。
	・読書フェスティバル	・子どもの読書推進に大きな役割を果たしている。
●子ども会活動の支援	・補助金の交付	・スポーツ活動、子ども会活動等自主的な地域サークルに補助金を交付し、活動の継続を支援している。

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●体験学習の拡充	・小学生富士登山チャレンジ事業	・大自然の中の小さな自分の存在を知り、子どもたちが苦しみを乗り越えて、味わう感動を知り、大きく成長する姿を見ることができる。
	・自然体験村	・キャンプという不自由な2日間を過ごすことにより、日頃の暮らしの豊かさを実感することができているが、参加者が少ない状況である。
	・通学宿泊	・親元を離れ通学することで、自立した生活を体験することができるが、参加者が少なく平成26年度は実施していない。
	・ヤングボランティア事業	・中学生が、様々なイベントのスタッフとして参加し、事業の主催者側の仕事を多く経験している。人が固定し、新たな中学生を取り込むことができていない。

(4) 生活環境の整備（基本目標4）

①子育てにやさしい地域環境を整備する

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●福祉のまちづくりの推進	・「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、スロープやエレベーターの設置、段差の解消等に取り組んでいる。	・「吉備中央町福祉のまちづくり条例」の制定
●子ども連れでも外出しやすい環境の整備促進	・公共施設においておむつ交換等の設置	・既存の公共的建物において、おむつ交換、授乳等のチャイルドスペースの設置を計画的に進める必要がある。
●子育て家庭に適した住宅環境の整備	・新築時には、オール電化、バリアフリー、手すり設置、間口を広くしている。	
●定住化対策の推進	・団塊世代の大量退職や田舎暮らし志向の高まり等を踏まえ、移住に関する相談や空き家情報の収集・提供、Uターン、Iターン希望者に向けた町のPRを行い、大都市居住者等の誘導に努めている。 また、雇用や結婚支援、企業誘致といった定住の動機付けに効果の期待できる様々な定住促進策を展開している。	・定住奨励金の対象者は増加傾向だが、子育て世代や住宅取得等に関して、より魅力的な制度となるよう充実を図る必要がある。 ・空き家バンクは、新規の空き家の提供者が少なく、登録物件が十分でないのが課題となっており、有効な募集方法を検討することが課題となっている。雇用については、県内の高校に町内企業紹介冊子を配布し、新卒者の定住と就職を支援している。平成26年度より結婚推進協議会を設立し、カップリングイベントの開催や仲人の委嘱により結婚支援に取り組んでいる。 ・吉備高原産業区や中学校跡地の未利用地解消のため、全力で企業誘致を進め雇用の場の確保と定住を促進する必要がある。

②子どもの生命を事故・犯罪から守る

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●まちぐるみ防犯ネットワークの構築	・自主防犯パトロール隊等と協力し、地域を青色回転灯装備の車両等（青パト）で巡回、見守り活動を行っている。	・地域の目が不審者等，子どもが被害者となるような犯罪を抑制している。今後も、引き続き，自主防犯団体と協力しながら，見守り活動を続けていく。
●交通安全対策の充実	・交通マナー向上のため，年2回の交通安全週間等に合わせ，町内の交通安全関係団体等と啓発活動を行っている。	・引き続き，交通マナー向上のため，交通安全週間等に合わせ，町内の交通安全関係団体等と啓発活動を行っている。
●交通安全教育の実施	・交通安全教育として，交通サポーターを学校等へ派遣，子どもの目線にたった交通安全教育を行っている。	・今後も交通サポーターを学校等へ派遣，警察等と協力しながら，子どもに対する交通安全教育を行っていく。
●チャイルドシート着用の徹底	・子どもを車に乗せる際に，チャイルドシートの着用が徹底されるよう啓発，広報を行っている。	・引き続き，子どもを車に乗せる際に，チャイルドシートの着用が徹底されるよう啓発，広報を行っていく。
●危険個所の整備・巡回	・通学路等の危険個所について，地域やPTAと協議しながら，解決できるよう努めている。	・今後も地域やPTAと連携しながら，危険個所を把握，問題が解決できるよう努めていく。

(5)支援が必要な子どもや保護者への対応等きめ細かな取り組みの推進(基本目標5)

①児童虐待から子どもを守る

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●児童虐待防止等に向けた体制の整備充実	・要保護対策地域協議会 代表者会議（年1回） 実務者会議（年3回） ケース会議（随時）	・実務者会議では，年度初めにケースの所属機関にも出席してもらい，個別の再評価を行うことで顔の見える関係づくりができています。 ・増加し続ける要保護家庭のフォローが課題 ・困難事例が増えてきており，支援を行う職員の資質向上が必要
●母子保健事業を活用した早期発見体制の充実	・各種健診 ・育児相談	・各種健診，育児相談，訪問等では，親子関係にも注意を払い，虐待の早期発見に努めている。
●不登校児童生徒等への対応の充実	・スクールソーシャルワーカーの配置	・スクールソーシャルワーカーを平成25年度から，数名配置し，保護者の相談等に対応した。

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●いじめの根絶	・いじめ問題対策基本方針の策定	・平成 26 年度に「吉備中央町いじめ問題対策基本方針」を策定するとともに、各学校の基本方針および対応組織を確立した。
●教育機関における情報と支援の連携強化	・吉備中央町いじめ問題対策連絡協議会の設置	・いじめ問題への対策に係る機関等との連携を図り、施策の効果の検証や今後の施策のあり方について検討するため、吉備中央町いじめ問題対策連絡協議会の設置し連携を深めた。
●子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実	・スクールカウンセラーの配置	・中学校への配置は 100% 平成 25 年度からは、小学校 1 校にも配置

②ひとり親家庭を支援する

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●ひとり親家庭への支援の充実	・ひとり親家庭等医療費助成・児童扶養手当・母子・寡婦・父子福祉資金（貸付）	・ひとり親家庭への手当，助成等の制度周知
●ひとり親家庭の自立支援の充実	・ハローワークと連携し，就労支援	・県・ハローワーク等，関係機関と協議し，子育てと仕事の両立をめざし，サポートを行う。相談窓口，支援制度の周知が必要である。

③障害のある子どもへの施策を充実する

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●特別支援教育の充実	・通常学級における特別支援教育指導充実事業	・平成 24 年度に「通常学級における特別支援教育指導充実事業」を実施し，岡山県総合教育センターが開発したアセスメントシートを活用した実態把握と実態に合った授業展開等を実践した。また，円城小学校において，そのことの実践発表を行い，町内に浸透させ，各学校における特別支援教育の充実を図った。
●療育体制の整備，発達障害のある子どもへの支援体制の充実	・発達障害児への支援連絡会の開催（年 6 回） ・平成 26 年度から発達支援教室を実施	・町，保健所，吉備の里が出席し，発達障害児への支援の現状と課題を共有できたことで，地域で障害児を支える体制の必要性を再認識し，発達支援教室の開催に結び付いた。 ・今後は，さらに広く関係機関との連携を図っていくため，自立支援協議会（教育保育部会）で情報交換会等を開催していく必要がある。

取組内容	主な取組の状況	評価・課題
●障害児保育・教育の充実	・障害の程度によって保育士を加配しているが、年度途中での受入は困難である。	・柔軟な受入ができるよう保育体制(職員配置)の充実, 専門機関や保健師と連携を取りながら障害児に対しての支援が必要。
●放課後児童クラブ等の障害のある子どもの受け入れ体制の整備	・障害の程度によっては年度途中での受け入れは困難である。	・専門機関や保健師と連携しながら柔軟な受入ができるよう体制整備が必要。また, 障害のある子どもの受入に対する補助等の制度の周知を行う。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

吉備中央町次世代育成支援後期行動計画では、今後の少子高齢化の進展に伴う子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、平成17年度から26年度までの10年間、集中的、計画的な取り組みを推進してきました。

本計画では、今後の計画期間である5か年を、次世代育成支援後期行動計画の基本理念を踏まえた継続した支援を推進するとともに、子ども・子育て支援法及び少子化対策基本法の理念を加味して、次のように基本理念を設定しました。

基本理念

～子育てが楽しいまち 子どもが健やかに育つまち～

(22世紀の理想郷)

2. 基本的視点

計画の推進にあたっては、福祉分野をはじめ、保健、教育、労働等の子どもと子育て家庭に関係する分野が相互に連携し、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、基本理念を踏まえ、次世代育成支援後期行動計画の基本的視点、及び子ども・子育て支援に関連する法令等を鑑み、以下の5項目を基本的視点とします。

○質の高い教育・保育及び多様な子ども・子育て支援の提供を受けることができるよう推進します。

○妊娠・出産期の母子への支援、子どもの発達に応じた適切な保護者との関わりや、教育・保育の提供や切れ目ない支援を行います。

○企業や職場、地域社会を含めた社会全体で子育てを支援する体制の構築・整備等、子どもを育てる環境づくりを推進します。

○子どもの育ちをめぐる家庭や地域社会の実情を踏まえ保護者に寄り添い子どもと向き合える環境を整え、子どものより良い育ちと親としての成長の支援を行います。

○社会的支援の必要な子どもや子育て家庭への、きめ細やかな取り組みとすべての子どもや子育て家庭において、健やかな育ちが等しく確保されることを支援します。

3. 基本目標

本計画では、子ども・子育て支援に関する施策を推進していくため、以下の視点から検討・推進を図ります。

基本目標1 子育ての支援

幼稚園・保育園から小・中学校へとつながる一体的な「子育て支援」のもと、子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実、保護者の子育てを支え、乳幼児期における発育・発達の各段階に応じた教育・保育の提供体制の確保を推進します。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進等、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

基本目標2 母親と子どもの健康の確保と増進

親が安心して子どもを産み、すべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育み、健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会を実現するために、乳幼児期から食育について指導を行います。

基本目標3 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

仕事と子育ての両立支援や子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方の見直し、男女がお互いに協力しながら子育てを行えるよう、企業に働きかけを行います。

保護者の就労状況や生活環境等、子育てを取り巻く家庭環境の違いや子どもの発達程度にかかわらず、子育てをするすべての人に対して様々な支援が提供できるよう努めます。

家庭、教育・保育機関、地域等のネットワークにより、子どもを産み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

基本目標4 生活環境の整備

子どもたちの成長過程において自由に外出し、のびのびと遊び、自立心を培うことを妨げないよう、警察、保育園、幼稚園、学校、関係民間団体、地域住民が連携し、協体制を強化し、子どもたちが安心して外出でき、自由に遊べるよう、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりを推進します。

基本目標5 支援が必要な子どもや保護者への対応等きめ細かな取り組みの推進

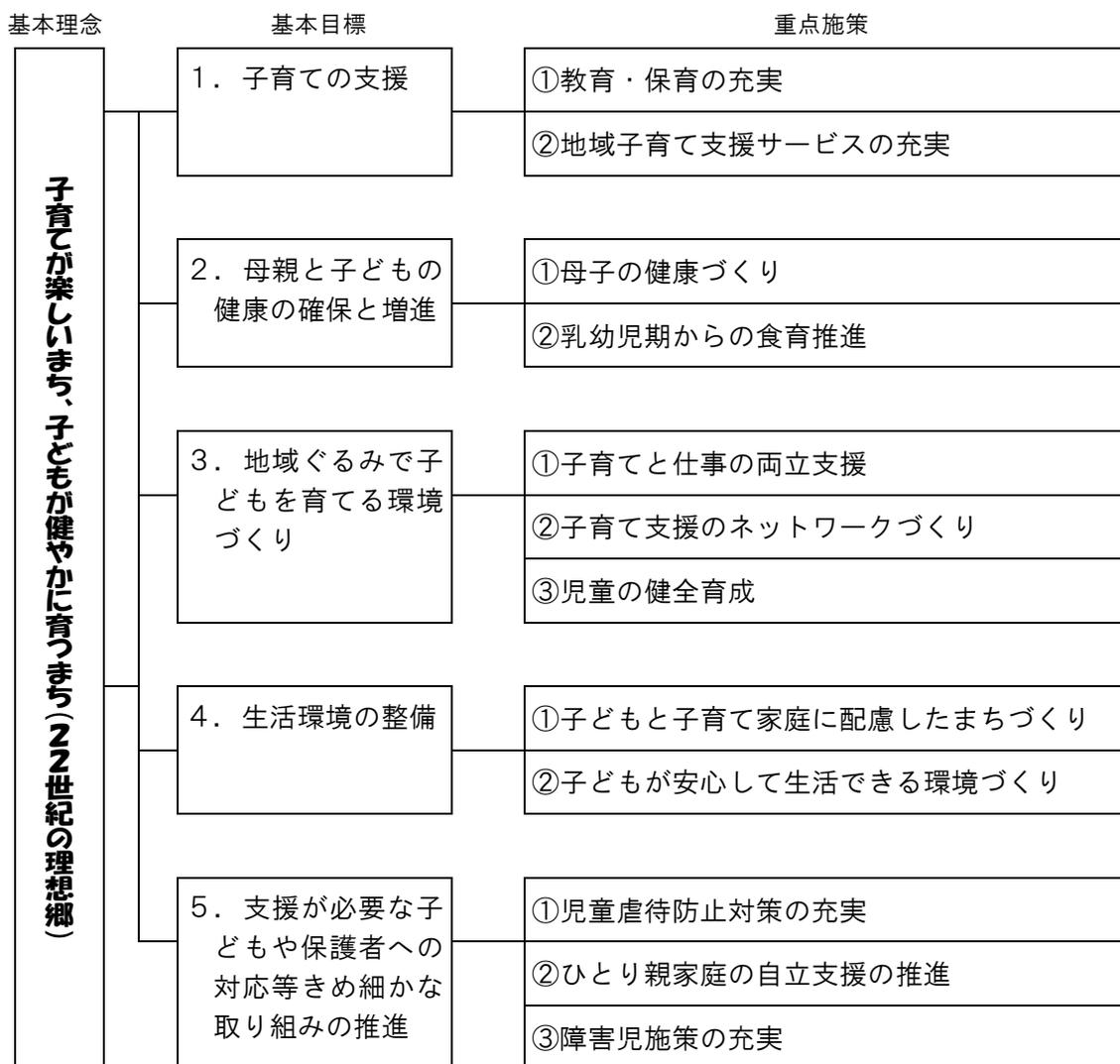
児童虐待の防止やひとり親家庭への自立支援、障害のある子どもを養育している家庭等、特に支援が必要な家庭に対し、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた子どもへの無理解・無関心を根絶し、子どもにとって最善の利益がもたらされるよう関係機関と連携を図りながら適切な支援を提供します。

また、児童虐待を未然に防ぐため、早期発見、早期対応ができる体制の整備、ひとり親家庭や障害のある子どもにおいて地域の中でやさしく見守られ、安心して成長していくことのできる環境整備を進めていきます。



4. 施策の体系

次世代育成支援行動計画の評価や課題，国の方針を勘案し，子ども・子育て支援に関する施策を，以下の施策体系に基づき進めていきます。



第4章 施策の展開

1 子ども・子育て支援新制度について

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく新しい制度は、平成27年4月から本格的に運用を開始します。

(1) 子ども・子育て関連3法の主なポイント

① 子ども・子育て支援法

- ◇ 「施設型給付」と「地域型保育給付」の創設
- ◇ 子ども・子育て支援事業計画の策定

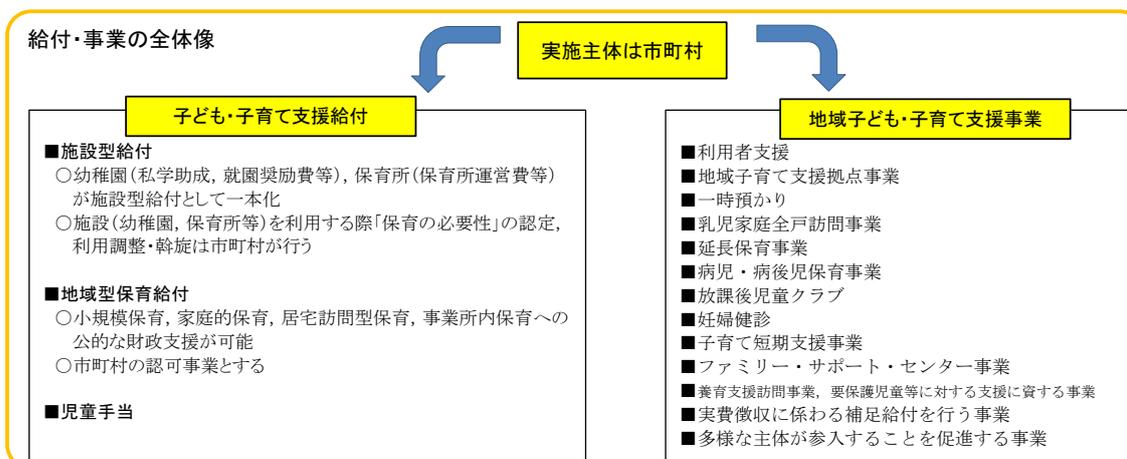
② 認定こども園法の一部改正

- ◇ 幼保連携型認定こども園について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ施設と位置付け（設置者主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人）認可、指導監督を一本化

③ 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正に伴う関係整備法

- ◇ 放課後児童会の対象学年の拡充等

(2) 子ども・子育て支援給付，地域子ども・子育て支援事業の全体像



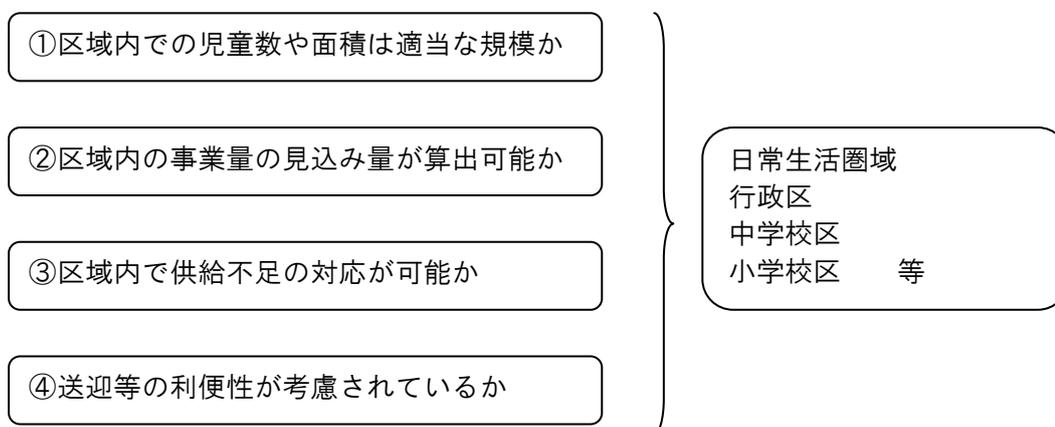
2. 教育・保育提供区域の設定

(1) 提供区域とは

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、「教育・保育提供区域」として設定しなければならないとされています。

(2) 提供区域の設定に当たっての留意事項

- ◇教育・保育提供区域は、教育・保育事業の需給調整の基本単位として運用するものであり、区域内で各認定区分に対応した教育・保育事業を確保することが求められています。
- ◇教育・保育事業の供給量が需要量を下回る区域においては、その確保方策を計画に盛り込むとともに、新規参入の希望があった場合には、原則として認可しなければならないとされています。
- ◇地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、「需給調整の判断基準」という要素がある「教育・保育の提供区域」と異なり、事業の性質や実施状況を踏まえ、「量の見込み」の算出の中で、個別に区分を検討する必要があります。



(3) 提供区域の設定範囲の広狭に関するメリットとデメリット

設定区分	メリット	デメリット
分割する区域が多い	<p>【利便性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区域面積が狭いことから、居宅から施設等への移動が容易なため、利便性は高まる。 	<p>【硬直性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区域内において、施設整備等が必要なため、施設配置が非効率となり整備経費が多くかかる。
分割する区域が少ない	<p>【柔軟性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広い区域において効率的な施設整備が計画できる。 ○年度ごとの需要の増減に対して、区域内の施設が多いことから柔軟に対応できる。 ○広範囲の区域内で需給バランスを調整できることから、施設間の過当競争が生じにくくなる。 	<p>【不便性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区域面積が広い場合、居宅からの移動が遠くなる場合がある。

(4) 提供区域の設定

①教育・保育事業

教育・保育事業の提供区域は、高齢者福祉計画等の日常生活圏域を参考とし、幼稚園、保育所の利用実態を踏まえて、町内全域1ブロックとして設定しました。

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業については、以下の考え方にに基づき事業ごとに提供区域を設定しました。

- ◇教育・保育施設を利用する事業については、教育・保育の提供区域と同様の区域設定をする。
- ◇定員設定や特定施設での実施が必要と見込まれる事業については、事業内容に合わせて区域設定をする。
- ◇訪問型の事業については、事業内容を把握しつつ、「町内全域」を一つの区域として設定する。

NO.	事業名	提供区域	区域設定の理由
1	一時預かり・預かり保育事業	1ブロック (教育・保育と同様の区域設定)	教育・保育施設で実施される事業であることから、教育・保育事業と同じ1ブロックに設定します。
2	延長保育事業	1ブロック (教育・保育と同様の区域設定)	教育・保育施設で実施される事業であることから、教育・保育事業と同じ1ブロックに設定します。
3	放課後児童クラブ	9ブロック	利用実態が、自らが通う小学校区を基本としているため、9ブロックとします。
4	病児・病後児保育事業	1ブロック (町内全域)	不定期に利用される事業であり、医療機関との連携を基本としているため、医療機関の実態にあわせた1ブロック(町内全域)に設定します。
5	地域子育て支援拠点事業	1ブロック (教育・保育と同様の区域設定)	子育てサロン“たんぼぼ”で実施されていることから、町内全域の1ブロックに設定します。
6	妊婦健康診査事業	1ブロック (町内全域)	医療機関の選択が可能であるため、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから1ブロック(町内全域)に設定します。
7	乳児家庭全戸訪問事業	1ブロック (町内全域)	訪問型の事業であり、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから1ブロック(町内全域)に設定します。
8	養育支援訪問事業	1ブロック (町内全域)	関係機関や全町的な広範囲で行われているため、1ブロック(町内全域)に設定します。
9	利用者支援事業	1ブロック (町内全域)	利用実態が全町的な広範囲で行われているため、1ブロック(町内全域)に設定します。

NO.	事業名	提供区域	区域設定の理由
10	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1ブロック (町内全域)	利用実態が全町的な広範囲で行われているため、1ブロック(町内全域)に設定します。
11	多様な主体が参入することを促進するための事業	1ブロック (町内全域)	利用実態が全町的な広範囲で行われているため、1ブロック(町内全域)に設定します。

(5) 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

①家庭類型の分類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

②「量の見込み」の標準的な算出方法

「量の見込み」については、各事業の教育・保育提供区域ごとに、以下の計算式を基本として算出を行いました。

なお、本計画における算出過程は、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引』（平成26年1月20日付 事務連絡 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室）を基本としていますが、手引きにおいては、地方版子ども・子育て会議等における議論を踏まえて、より効果的、効率的な方法により算出することを妨げるものではない、とされています。

推計児童数	住民基本台帳より、平成27年度～31年度における年齢区分別児童数を推計（第2章参照）
×	
潜在家庭類型割合	父母の就労状況や教育・保育の利用意向により、タイプA～Fまでの潜在家庭類型に分類
×	
利用意向率	潜在家庭類型ごとに、教育・保育事業の利用意向率を算出
量の見込み	上記を掛け合わせて「量の見込み」を算出

③本町の量の見込みの推計

「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成26年1月）」に基づき、平成27年度から平成31年度までの教育・保育量及び地域子育て支援事業の量の見込みについて推計を行った。

推計に必要な推計児童数及び潜在家庭類型結果は以下の通りである。

【推計児童数】

人口推計については、国勢調査の人口を基に、生残率、純移動率は、国立社会保障・人口問題研究所「将来の生残率、純移動率、子ども女性比と0-4歳性比--『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計）」を活用し、出生率は、同『人口統計資料集』より2012年の数値を用いて、就学前・小学校児童の人口を推計した。

0歳から5歳までの就学前児童及び6歳から11歳までの小学生の推計人口をみると、それぞれ、平成22年度から平成31年までに、緩やかに減少していくことが見込まれる。

【人口推計結果】

(0歳から5歳)

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	64	63	62	61	60
1歳	56	56	55	54	53
2歳	61	60	59	58	58
3歳	71	70	69	68	67
4歳	65	64	63	62	61
5歳	77	75	73	70	68
小計	394	388	381	373	367

(6歳から11歳)

年齢	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
6 歳	68	66	64	62	60
7 歳	73	71	69	67	65
8 歳	86	84	81	79	76
9 歳	78	76	74	72	70
10 歳	91	88	86	83	80
11 歳	92	87	82	78	73
小計	488	472	456	441	424

資料：国勢調査等

※単位：人



2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み, 提供体制

① 1号認定

提供区域	1ブロック	
対象家庭類型	タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 48 時間未満+月 48 時間～120 時間の一部)
	タイプD	専業主婦(夫)
	タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月 48 時間未満+月 48 時間～120 時間の一部)
	タイプF	無業×無業
対象年齢	3歳～5歳児	

【1号認定】(認定こども園及び幼稚園)

	現状	実施時期(単位：人)				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	55	42	41	41	40	39
確保方策 (施設型給付)		260	260	150	90	90
過不足		218	218	109	50	51

■設置箇所：

・幼稚園

津賀幼稚園(定員 60 人)

円城幼稚園(定員 60 人)

御北幼稚園(定員 60 人)

吉備高原幼稚園(定員 80 人)

平成 26 年 12 月 1 日現在

② 2号認定

提供区域	1ブロック	
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子または父子家庭）
	タイプB	フルタイム×フルタイム
	タイプC	フルタイム×パートタイム （就労時間：月 120 時間以上+月 48 時間～120 時間の一部）
	タイプE	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月 120 時間以上+月 48 時間～120 時間の一部）
対象年齢	3歳～5歳児	

【2号認定】（幼稚園）

	現状	実施時期（単位：人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	23	32	32	31	30	30
確保方策 （施設型給付）		32	32	31	30	30
過不足		0	0	0	0	0

【2号認定】（認定こども園及び保育所）

	現状	実施時期（単位：人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	133	121	119	116	114	112
確保方策 （施設型給付）		154	151	150	160	160
過不足		33	32	34	46	48

③ 3号認定

提供区域	1ブロック
対象家庭類型	タイプA, タイプB, タイプC, タイプE
対象年齢	0歳～2歳児

【3号認定（0歳）】（認定こども園及び保育園）

	現状	実施時期（単位：人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	6	15	15	15	15	15
確保方策 （施設型給付）		6	9	15	15	15
過不足		9	6	0	0	0

【3号認定（1-2歳）】（認定こども園及び保育園）

	現状	実施時期（単位：人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	67	78	77	76	75	74
確保方策 （施設型給付）		80	80	80	80	80
過不足		2	3	4	5	6

■設置箇所：

- ・認可保育園
 - 上竹荘保育園（定員 30 人）
 - 豊野保育園（定員 45 人）
 - 下竹荘保育園（定員 30 人）
 - 吉川保育園（定員 45 人）
 - 大和保育園（定員 45 人）
 - 双葉保育園（定員 45 人）
- ・認可外保育園
 - 北保育園（定員 5 人）
 - 総合福祉センター（定員 5 人）

平成 26 年 12 月 1 日現在

3. 地域子ども・子育て支援事業の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(1) 教育・保育の充実

①一時預かり・預かり保育【区域：全域】

【現状と課題】

保護者のパートタイム就労や疾病・出産等により保育が困難な就学前乳幼児(生後6か月から)について一時的な保育を行うものです。※緊急一時保育・否定形型保育・私的サービス保育の3事業を実施しています。

※緊急一時保育：

保護者の傷病，事故，出産，看護，介護，冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により保育ができない時（月10日以内）

※否定形型保育：

保護者の労働，職業訓練，就労等により保育できない時（月10日以内）

※私的保育サービス：

育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等（月5日以内）

幼稚園での預かり保育については，各園で平日午後6時まで実施しており，長期休暇についても実施している。

■現在の実施状況・課題

北保育園（休園中）と吉備中央町総合福祉センターで平日午前8時から午後6時まで実施しており，平成25年度は，北保育園で213日，延べ491人，吉備中央町総合福祉センターで46日，延べ46人が利用しています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も，保護者のパートタイム就労や疾病・出産等により保育が困難な就学前児童について，保護者の利用希望に沿った，身近な地域での保育サービスの提供が受けられるよう努めます。

子どもの数が減少する中，認定区分に基づいた認定ができるよう，幼稚園での預かり保育については，検討が必要になります。

【量の見込みと確保方策】

<幼稚園（1号認定）>

	現状	実施時期（単位：人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	120	99	97	95	93	91
確保方策（預かり保育/在園児対象）		99	97	95	93	91
過不足		0	0	0	0	0

■設置箇所：

- ・津賀幼稚園（H25 延利用者数 106 人）・円城幼稚園（H25 延利用者数 78 人）
- ・御北幼稚園（H25 延利用者数 81 人）・吉備高原幼稚園（H25 延利用者数 109 人）

<幼稚園（2号認定）>

	現状	実施時期（単位：人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	276	841	841	841	841	841
確保方策（預かり保育/2号認定）		841	841	841	841	841
過不足		0	0	0	0	0

<在園児対象以外>

	現状	実施時期（単位：人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	150	237	234	230	225	221
確保方策（一時預かり/上記以外）		237	234	230	225	221
過不足		0	0	0	0	0

■設置箇所：

- ・北保育園<定員5人/日>（H25：延利用者数 491 人，実利用者数 136 人）
- ・総合福祉センター<定員5人/日>（H25：延利用者数 46 人，実利用者数 15 人）

②延長保育事業【区域：全域】

【現状と課題】

保護者の就労形態の多様化，長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため，保育園において，午後4時までの通常保育時間を超えて，上竹荘保育園・下竹荘保育園・大和保育園で午後6時まで，豊野保育園と吉川保育園で午後7時まで延長保育を実施しています。

■現在の実施状況・課題

通常保育は，午前8時から午後4時までですが，各保育園で始業は午前7時30分から，3園で午後6時まで，2園で午後7時まで行っています。

午後7時までの利用は，吉川保育園で，月4人15日で，豊野保育園での利用はありません。

■今後の方向性・目標事業量

幼稚園では開園時間が午前8時からで，通勤，勤務時間等の変化に伴い，午前7時30分からの受入のニーズが高くなっています。幼稚園でも保育園と同様なサービスが受けられるよう努めます。

また，保育園すべての園で午後6時30分までの保育のニーズが高く，保護者の就労に合わせたサービスの提供に努めます。

【量の見込みと確保方策】

	現状	実施時期（単位：人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	53	55	55	54	53	52
確保方策 （延長保育事業）		55	55	54	53	52
過不足		0	0	0	0	0

■設置箇所：

- ・豊野保育園
- ・吉川保育園

平成26年12月1日現在

③放課後児童クラブ【区域：9ブロック】

【現状と課題】

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものです。

■現在の実施状況・課題

各地区で保護者が中心となって、児童クラブを開設し、平成25年度は5クラブが設置されており、92名の児童が登録されています。また、平成27年度からは2クラブ増え、7クラブになります。

しかし、児童数が減少する中、登録者数が減少し、維持できなくなっています。また、指導員や施設の確保が困難で、今後の課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

小学校で実施されている放課後子ども教室と連携しながら、小学校の余裕教室等の活用や一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施を検討するとともに、すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため整備を進めてまいります。

また、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」に基づき一体型を中心とした放課後児童クラブ等の総合的な放課後対策を検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

<低学年>

	現状	実施時期（単位：人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	42	44	43	41	40	39
確保方策（放課後児童クラブ）		44	43	41	40	39
過不足		0	0	0	0	0

<高学年>

	現状	実施時期（単位：人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	42	44	43	41	39	38
確保方策（放課後児童クラブ）		44	43	41	39	38
過不足		0	0	0	0	0

※見込み量は全町の数値を記載。

■設置箇所：

- ・児童ほっとクラブ（上竹荘小学校区）
- ・豊野児童クラブ（豊野小学校区）
- ・吉備高原児童クラブ（吉備高原小学校区）
- ・円城放課後児童クラブ（円城小学校区）
- ・津賀児童クラブ（津賀小学校区）

平成 26 年 12 月 1 日現在

○放課後児童クラブの整備計画

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標値	7 か所	6 か所	4 か所	3 か所	3 か所

○一体型放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備計画

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標値	0 か所	1 か所	3 か所	4 か所	4 か所

○放課後子ども教室の整備計画

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標値	2 か所	1 か所	0 か所	0 か所	0 か所

④教育・保育の一体的提供及び推進に関する確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子ども育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

ア. 目的

◆質の高い教育・保育の提供

幼稚園・保育園としてこれまで培われてきた知識・技能等双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

◆適切な集団規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流等幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適切な施設規模の確保に努めます。

◆親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設ける等、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

イ. 教育・保育の一体的な提供の推進

保護者の就労に関わらず教育・保育の一体的な提供を行うため、平成 29 年 4 月、モデル園としての認定こども園（一園）の開設を目指します。

教育・保育の一体的な提供の推進については、教育・保育機能の充実と施設整備を一体的にとらえた環境を整備します。

教育・保育機能について、新たなカリキュラム等の策定や幼稚園・保育園間の人事異動・交流を実施するとともに、子育てに関する相談活動等地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

施設整備については、地域の実情や施設の状況等を踏まえ、地域の理解を十分得たうえ、順次幼保連携型認定こども園の整備を行います。

◆教育・保育機能の充実

○幼稚園・保育園における新たなカリキュラム等の策定

幼保連携型認定こども園に向け、幼稚園の教育要領に基づく教育内容や保育園の保育指針に基づく保育内容に準拠した共通の新たなカリキュラムや研修計画を策定します。

○幼稚園・保育園間の人事異動・交流の推進

幼稚園・保育園間の人事異動を実施するとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修を充実し、教育・保育の一体的な提供の推進に向けて相互理解に努めます。

○子育て支援施設としての機能充実

子育てに関する相談活動や親子の集いの場の提供等地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図る。

【幼稚園・保育園等の設置数】

	現状	実施時期（単位：園）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①公立幼稚園	4	4	4	3	2	0
②公立保育園	5	5	5	5	1	0
③私立保育園	1	1	1	1	1	1
④認定こども園	0	0	0	1	2	3

※状況等により設置数，実施時期変更有り

⑤産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、教諭・保育士の確保に努めます。

【現状と課題】

近年の経済状況や女性の社会進出への意識の変化等により、共働き家庭が増加する傾向にあります。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在している等、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

このような社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化を鑑み、産後休暇及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施する必要があります。

■今後の方向性

これらを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から保育施設等の利用を希望する保護者が質の高い保育を利用できるよう努めます。

⑥病児・病後児保育事業【区域：全域】

【現状と課題】

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設等で一時的に預かるものです。

■現在の実施状況・課題

現在は、実施していないため、病児等は保育園・幼稚園を休み、保護者や家族の方等仕事を休んだりして、保育しています。

■今後の方向性・目標事業量

病児・病児後の保育のニーズを見極め、利用者が安心して利用できるよう医療機関との協議を進めます。また、企業等の仕事と子育てを両立できる職場環境整備の取り組みをお願いするとともに、子育て支援を地域で行っていきます。

【量の見込みと確保方策】

	現状	実施時期（単位：人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	0	897	882	867	851	836
確保方策（病児・病後児保育事業）		0	0	0	0	0
過不足		897	882	867	851	836

■設置箇所：未実施

(2) 地域子育て支援サービスの充実

①地域子育て支援拠点事業【区域：全域】

【現状と課題】

就学前児童の親子を対象に、ふれあい子育てサロンたんぽぽ（北保育園）を毎月第1～4月曜日と金曜日に実施し、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談と援助、③子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等を実施しています。平成25年度の利用者の延べ人数は親732人、子ども1,572人です。

また、各幼稚園でも就学前児童を対象にあいあい広場（月1回）を開催し、育児相談、保健指導、栄養指導を行いながら、交流の場として開放をしています。

核家族化、地域との関係の希薄化等、子育て環境の変化は著しく、母親の子育てへの負担感は増えています。親の子育て力の低下や、それに伴う子どもの健やかな育ちへの懸念もしばしば指摘されます。子どもを遊ばせながら気軽に相談できる場所、必要な情報を得ることのできる場所、子育て中の親子や地域で活動する子育て支援者とつながることのできる場所の必要性が高まっています。常設の子育て支援拠点センターの設置が必要となっています。

■今後の方向性・目標事業量

今後はふれあい子育てサロン「たんぽぽ」を子育てひろば「ゆう」と名称を変更し、週3日、1日当たり5時間の事業を実施し、子育て支援事業の実施場所としての開設を目指します。

また、認定こども園に移行する際には、園内に開設し、いつでも必要な支援が受けられる環境をつくっていくことが求められています。

【量の見込みと確保方策】

	現状	実施時期（単位：人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,920	3,170	3,125	3,079	3,033	2,987
確保方策 （地域子育て支援）		3,170	3,125	3,079	3,033	2,987
過不足		0	0	0	0	0

■設置箇所：

・子育てひろば「ゆう」（北保育園）

4. 母親と子どもの健康の確保と増進

(1) 母子の健康づくり

① 妊婦健診 【区域：全域】

【現状と課題】

妊娠・出産期からの切れ目のない支援をすることが重要であり、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健関連施策を推進することが必要となっています。

妊娠から出産、育児の一貫した健康管理を行っています。妊娠後の母子健康手帳の交付から、乳幼児の健康診査まで事業を行っています。

また、妊娠中の健康管理や乳幼児の健康を保持・向上させるための公費負担をすることにより、誰もが安心して妊娠・出産できる環境を整えています。

公費負担として妊婦健康診査 14 回、妊婦超音波検査 4 回、血液検査 2 回、乳児健康診査 2 回、を実施しています。

■ 今後の方向性・目標事業量

今後も母子健康手帳とともに、妊産婦・乳児健康診査受診表綴りを交付し、安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、妊娠期からの一貫した健康管理がなされることが重要です。

【量の見込みと確保方策】

	現状	実施時期（単位：人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,106	1,100	1,050	1,050	1,000	1,000
確保方策（妊婦健康診査事業）		1,100	1,050	1,050	1,000	1,000
過不足		0	0	0	0	0

② 乳児家庭全戸訪問事業 【区域：全域】

【現状と課題】

身近に支援者がいない等、核家族でも安心して子育てができるよう、各地域の愛育委員、保健師が、生後3カ月までの乳児のいる家庭を訪問し、地域ぐるみの支援を推進しています。

また、継続支援が必要な家庭には、電話、訪問等による育児支援を実施しています。

■今後の方向性・目標事業量

愛育委員，民生・児童委員と連携し，乳児のいるすべての家庭の養育環境の把握に努めます。

【量の見込みと確保方策】

	現状	実施時期（単位：人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	80	80	75	75	70	70
確保方策（乳児家庭全戸訪問事業）		80	75	75	70	70
過不足		0	0	0	0	0

③養育支援訪問事業その他要支援児童，要保護児童等の支援に資する事業

【現状と課題】

児童福祉法に基づき吉備中央町幼保児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を設置し，特定妊婦（出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦），要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童），要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）の家庭の把握に努めています。その上で，これらの児童や家庭に関する機関が情報共有し，連携して当該家庭及び児童への支援，対応をしています。また，保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施し，個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決，軽減を図っています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も要対協等の関係機関を中心に，当該家庭・児童に関する課題を共有し，適切な支援が引き続き行われるよう連携して対応してまいります。さらに，養育支援訪問事業等を活用し，当該家庭・児童等が安心，安全かつ安定した日常生活を営むことができるように努めます。

【量の見込みと確保方策】

	現状	実施時期（単位：人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	80	80	75	75	70	70
確保方策（養育支援訪問事業）		80	75	75	70	70
過不足		0	0	0	0	0

(2) 乳幼児期からの食育教育

【現状と課題】

社会構造の変化等に伴い核家族化の進行やライフスタイルの多様化により、家族が揃って食卓を囲む機会が少なくなり、一人で食事をする「孤食」が多くなっています。

また、家族が一緒でも個々がそれぞれ別に好きなものを食べる「個食」等の状況も聞かれます。

30歳代以降、年齢が上がるにつれて3食きちんと食べられていましたが、20歳代ではきちんと食べる割合が5割に達していない現状です。こうした中、保育園や幼稚園・小学校からの3食きちんと食べる習慣を身につけさせることが大切です。

■今後の方向性・目標事業量

家族で食卓を囲む「共食」によって様々な話題の中で、家族の絆を深め、正しい生活習慣や礼儀・作法を身につけさせることが大切であることを推進します。

良い食生活習慣を身につけるためには、乳幼児期からの地域の食材（地産地消で旬の野菜）を知ることや食べ物を選ぶ力を身につける必要があります。栄養指導や幼稚園、保育園での食育教育を行い、健康な体、豊かな心を育むよう推進します。

【量の見込みと確保方策】

	現状	実施時期（単位：回）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	42	47	52	52	52	52
確保方策 （食育教育）		47	52	52	52	52
過不足		0	0	0	0	0

5. 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

(1) 子育てと仕事の両立支援

【現状と課題】

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活にうるおいと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。

また、企業等、民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

■今後の方向性

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、町民がワーク・ライフ・バランスを実感できる働きやすい職場環境の整備を行います。

また、企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成や、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

(2) 子育て支援のネットワークづくり

安心して子育てをする環境を整えるために、子どもを育み、親を支える地域の力が不可欠です。愛育委員、民生委員等、地域で子育て支援活動に取り組む団体、ボランティアや子育てに関する各種関係機関が連携し、情報の発信や共有することが大切です。

地域の情報収集と子育て家庭ニーズに応じたサービス提供ができるよう、地域子育て支援事業を中心にネットワークの構築に努め、子育てをしている保護者を支援できる環境の構築を図ります。

(3) 児童の健全育成

①子どもが健全に学び・育つ環境づくり

豊かな心を育むとともに確かな学力と体力を身につけ、子ども一人ひとりが自信と希望をもって自らの将来や社会を力強く切り拓いていけるよう、教育活動の充実を図ります。学校を始め、地域の関係機関の連携のもと、いじめ、不登校、非行、ひきこもり等への対応等、子どもが健全に成長できる環境づくりを推進します。

また、すべての子どもが放課後や休日、夏休み等の長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくり、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進するよう努めます。

②親・家庭の子育ての力の向上

子どもの成長における家庭での重要性を理解し、親の育児能力の向上を図るために学習機会の充実を図るとともに、地域において親子で参加して様々な体験ができる講座や行事を開催します。家族の団らんや、家庭における役割分担・家事分担等、家族の絆の重要性が認識されるよう意識啓発を図ります。子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てに関わる情報提供や相談、学習機会や親子のふれあいの機会の充実を図ります。

③次代の親の育成

次代の親となる子どもが、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義、男女相互の理解と協力の重要性、子どもや家庭の大切さについて理解することができるよう、意識啓発を図るとともに乳幼児と触れ合う機会の充実を図ります。



6. 生活環境の整備

(1) 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

①子どもと子育て家庭に配慮したまちづくりの推進

子どもや子育て家庭が暮らしやすい環境をつくるため、公営住宅や公共施設等において子育て家庭に配慮した施設整備に努めるとともに、利用者の多い施設等に授乳室やベビーコーナー等を設置する等、子ども連れの家庭に配慮した施設整備の推進について啓発します。

また、子育てに配慮された施設等の情報提供の充実を図ります。

②魅力ある遊び環境の整備

公園の新設等、身近な公園の充実を図るとともに自然や歴史等地域の特性に応じた特色ある公園の整備を推進します。

また、公民館等の地域の既存施設活用により雨の日に利用できる遊び場の充実を図ります。

(2) 子どもが安心して生活できる環境づくり

①子どもの交通等の安全確保

子どもを交通事故等から守るため、子どもの交通安全教育や通学路での交通指導を推進するとともに、ドライバーの交通マナー向上のための啓発に努めます。特に通学路では、ガードレールやカーブミラー等交通安全施設の改修及び設置を行い、交通安全に配慮した道路環境づくりを推進します。

また、子どもを含めた町民の防災意識の啓発を図るとともに自主防災組織の組織化や災害に強い施設の整備、情報伝達手段の確立を推進します。

②子どもを犯罪から守る活動の推進

子どもを犯罪から守るため、家庭や地域の防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避するための防犯知識の周知を図ります。

関係機関と連携を図り、子どもを見守る体制づくりを推進するとともに地域住民による見守り活動を支援します。

また、子どもに関わる犯罪・被害に関する情報提供体制の充実を図ります。

7. 支援が必要な子どもや保護者への対応等きめ細やかな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域や民生委員、愛育委員等「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生を未然に防ぐほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅延なく介入を求められるよう、関係機関との連携を強化し密接に情報を共有していくことが不可欠です。

①関係機関との連携及び相談体制の強化

子ども子育てに関する相談は、保健課、保育園、幼稚園、小中学校等において行っています。また、専門の相談員による相談日を設け、子どもに関する相談や親の悩み等の相談を受けています。子どもが安心して安定した生活ができるよう環境整備に努めています。

また、子どもの虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報収集および共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。このことは、要保護児童対策連絡協議会の取り組みの強化によりその効果が一層図られます。要保護・要支援児童あるいは当該家庭等への組織的な対応、アセスメントを確保するよう努め、要対協や関係機関の体制の強化及び資質の向上を図ります。

②発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適正な支援につなげるようにします。

また、要保護児童対策連絡協議会活動を中心に児童福祉、母子保健の担当課、学校等が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに、民生委員や愛育委員等「地域のちから」を活用して虐待防止に努めます。

③社会的養護施策との連携

子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や支援につながる広報・啓発等、岡山県との連携により、地域のなかで社会的養護が行えるような支援体制を整備していく必要があります。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して岡山県が実施している子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保及び経済的支援策等、総合的な自立支援が必要です。

児童扶養手当や医療費助成等制度の周知やハローワークとの連携による就業支援、子育て相談等ひとり親家庭の負担の軽減に努めます。

(3) 障害児施策の充実

障害の原因となる疾病及び事故の予防、生涯の早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

また、生涯等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。平成 26 年 4 月に発達支援教室「ぼけっと」が開設され毎週火曜日、金曜日に臨床心理士、保育士が一人ひとりの発達の特性に添った療育にあたります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、地域支援・専門的支援の強化や保育園等訪問支援の活用を通じた障害等による特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実が必要です。

さらに、広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、学習障害（LD）等の発達障害を含む障害のある子どもには、障害の状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や保育士等子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育支援を行う必要があります。そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分情報を提供し、幼稚園、保育園、小中学校においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援について共通理解を深めることで、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められています。

特に発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、さらに家族が適切に子育てを行うことができるよう家族支援を行う等、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことが必要です。幼稚園・保育園・放課後児童クラブ等において障害を持つ子どもの受入を推進するとともに、受入体制の充実が必要です。

第5章. 計画の推進

1. 推進体制

(1) 庁内の体制

庁内の横断的な組織である「庁内検討会議」において、施策の計画的な推進と進行管理を行います。

(2) 庁外の体制

住民や有識者、子育て支援関係者等で組織する「吉備中央町子ども・子育て会議」に進捗等を説明・報告し、推進に向けての協議・意見交換を行います。

2. 進捗状況の点検・公表

今後、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗管理・評価では、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、「量の見込み」や「確保方策」については毎年検証を行い、当初の計画に対して大きな開きが見受けられる場合には、毎年、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（平成31年度）までとします。

資料編.

1. 吉備中央町子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	代表者氏名	所属機関及び団体名	備考
各関係団体の代表者	高藤 典子	吉備中央町主任児童委員	副委員長
	定井 恵子	〃 保育協議会	
	瀬尾 誠	〃 社会福祉協議会事務局	委員長
	石川 裕子	〃 愛育委員会	
	森田 光子	〃 栄養改善協議会	
	早川 仁	〃 商工会事務局	
	鈴木 栄子	〃 幼稚園園長会	
	宇野 和行	〃 小中学校校長会	
	牧 唯恵	〃 幼稚園PTA 連合会	
	藤森 大輔	〃 小学校PTA 連合会	
	山本 洋平	〃 保育園保護者会	
学識経験を有する者	横田多恵子	〃 放課後児童クラブ指導員	
	堀口 修	〃 放課後子ども教室指導員	
関係行政機関の職員	藤森 一郎	〃 教育委員会事務局	

2. 吉備中央町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、吉備中央町における子ども・子育て支援事業の推進に関し、必要な措置について協議するため、吉備中央町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項に規定する事務
- (2) 吉備中央町次世代育成支援行動計画の推進に関する事
- (3) その他子ども・子育て支援事業の推進に関する事

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は選任する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は子育て会議を代表し、会務を総理する

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、吉備中央町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年吉備中央町条例第57号)の定めるところ

ろによる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、保健課において処理する。

(会議の運営)

第9条 この告示に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年12月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

(吉備中央町次世代育成支援行動計画策定委員会要綱の廃止)

3 吉備中央町次世代育成支援行動計画策定委員会要綱(平成21年吉備中央町告示第19号)は、廃止する。

3. 吉備中央町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

平成 25 年 12 月 平成 26 年 3 月 3 月 27 日	<input type="checkbox"/> 保護者ニーズ調査 <input type="checkbox"/> ニーズ調査結果報告書作成 <input type="checkbox"/> 平成 25 年度第 1 回子ども子育て会議
平成 26 年 6 月 17 日 7 月 8 月～10 月 11 月 4 日 11 月	<input type="checkbox"/> 平成 26 年度第 1 回子ども子育て会議 <input type="checkbox"/> 次世代育成支援後期計画の取り組み状況及び評価シートの作成 <input type="checkbox"/> 素案の作成 <input type="checkbox"/> 平成 26 年度第 2 回子ども子育て会議 <input type="checkbox"/> 素案審議（町長，副町長，教育長，保健課，教育委員会）
平成 26 年 12 月	<input type="checkbox"/> 吉備中央町議会民生文教常任委員への素案報告 <input type="checkbox"/> 町民から素案に対する意見・提案を募集（パブリックコメント実施要項） 指定場所での縦覧，町ホームページ掲載による <input type="checkbox"/> 計画最終調整
平成 27 年 1 月 2 月 3 月	<input type="checkbox"/> 原案の作成 <input type="checkbox"/> 第 3 回子ども子育て会議 <input type="checkbox"/> 吉備中央町議会への報告 <input type="checkbox"/> 子ども子育て支援事業計画の決定 <input type="checkbox"/> 県知事へ通知